

「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成22年5月28日（金） 19：30～22：22

場 所：栗東市役所 第1会議室

出席者：（滋賀県） 正木部長、上山管理監、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼副主幹、秦主査

（栗東市） 乾沢部長、竹内課長、太田主幹

（連絡会） 小野、上向、中浮気団地、栗東コ-ハイツ、赤坂、日吉が丘の各自治会から計23名

（県会議員）九里議員、三浦議員、木沢議員

（市会議員）太田議員、國松^篤議員、國松^清議員、林議員

（マスコミ）朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、京都新聞、中日新聞、滋賀報知新聞

（出席者数 49名）

1. あいさつ

室長：皆さんこんばんは。お疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、定刻になりましたので、RD 事案に対する県の対応に関する周辺自治会の皆さんがたとの話し合いをさせていただきたいと思えます。

本日の話し合いにつきましては、本日まで、今年度に入ってから2回の話し合いをさせていただきまして、まだまだ議論を進める必要のある項目があるのは事実でございますけれども、この話し合いのなかで、多くの項目で共通認識にたてたものもあると思っております。

本日は、この、同意できたと思われる項目につきまして、しっかりと確認をさせていただくとともに、もう少し疑問のあるところにつきましては、ご説明をさせていただいたうえで、整理をさせていただき、一歩前へ進む場にしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

話し合いの始めにあたりまして、正木琵琶湖環境部長からごあいさつを申し上げます。

部長：皆さん、改めましてこんばんは。大変お疲れのなかを、この話し合いの場にご出席を賜りましてありがとうございます。いつも大変お世話になります。

冒頭にあたりまして、簡単にごあいさつを申し上げます。

さて、先月4月20日に、今後の県の対応につきまして、連絡会からいただきました質問事項等に関しまして、県としてより踏み込んだ取組を説明させていただいたところでございます。

これに対しまして、連絡会からも、精力的なご検討をいただいて、今月10日に住民提案書をいただき、先週の17日には、提案書に対する回答というものをこちらからもさせていただいているところでございます。

前回の話し合いでは、ご理解をいただいたこともあれば、また逆に、なかなか意見の合わなかった点もあったかと思いますが、まずは、本日は合意できた部分について、改めて住民の皆さまがたと確認をさせていただきたいと思っております。

現時点におきまして、細部にわたりまして完全に御納得をいただくということは、これは大変に難しいことだろうと思っておりますが、調査に引き続いて行うことになり次第に対策工につきましては、最終的な調査をしなければ決めることができませんし、また、環境省あるいは専門家の意見を聞く必要もございまして、もちろん、皆さまがたとの話し合いをしてご理解をいただくということが必要となってまいります。

こうしたことから、まずは調査に踏み出ささせていただいて、引き続き話をしながら進めていくということは、そういう形は無理だろうか、そういう思いでございます。

また、これまでも再三申し上げているところでございますが、調査であれ、対策工であれ、これは行政代執行という形で行いますので、県民の皆さんの税金を使って行うという形になります。責任のあるRD社が実施する対策ということであればともかく、広く県民の皆さんに納めていただいた税金を使って行うということである以上、経済性、合理性ということが強く求められるわけですので、できること、できないことが出てまいります。その点につきましては、これまでも、怒られながらも私は申し上げておりますが、ご理解をいただきたいと思います。

それと、私はこれまでも、地域のことを真剣に思ってこの問題に真摯に取り組んでいただいている皆さまと、いわゆる駆け引きのようなことをするつもりはございません。

県といたしましては、すぐにでも詳細な調査に着手させていただき、話し合いをしながら、具体の環境対策工事をして、安心して暮らせる住環境を取り戻したい、このように考えているところでございます。

こうした思いは、おそらく皆さまがたとまったく同じだろうと思っておりますので、なにとぞご理解をお願いしまして、冒頭にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

室長：それでは、話し合いに入る前に、お断りをさせていただきます。

本日は、周辺自治会の皆さまがたとの話し合いでございます。傍聴の皆さまがたからのご発言は、受けさせていただけないこととして進めさせていただきますので、ご理解願います。

本日お配りしました資料でございますが、白い紙のA3とA4が綴じたもの、これは連絡会からいただいた資料でございます。それと、ちょっと茶色いA4の横長の2枚のもの、これは連絡会からいただいた項目に対し、右側に県の見解を書かせていただいたという資料を受付でお配りしました。

こちらの、県の見解を書きました資料に基づき、部長よりご説明いたします。

部長 それでは座って説明させていただきます。

資料の確認ですが、白いのが連絡会からいただいたものです。このうち、別紙1と2というのは、連絡会である程度同意ができていて、あるいはもう少し確認をしたいという事項が書いてございます。それから、別紙3というのは、まだまだ継続協議が必要だと、こう書いてございます。

それで、ここに書いてある項目を、県のほうの項目欄にそのまま転記しております。その右側に、これに対する県の考え方を書かせていただいております。

県の項目の欄に「 」がしてありますのは、県も同じ考えである項目でございますので、これについては特に話し合いというのは必要ないのかなと理解しております。

県の見解のところには、これまでに示した見解と表現が違うものも書いております。実質的には同じようなものであっても、後で誤解のないように、敢えてここに書いているということです。

では、順番にご説明させていただきます。

まず、「別紙1」についての見解でございます。

「基本方針」の3項目目にあります「処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保する」、このことにつきましては、前回の話し合いでも申し上げておりますが、県としましては、対策工の完了後に県有地化をしたい、このように検討していく考えでございますが、土地の取得をするということになりますと、議会の、いろんな形で承認をいただく必要がございます。また、この土地の権利関係を整理する、こういった必要もあります。ですから、今はいわば人の土地でありますことから、「県有地化する」と断言することはできませんからこういった表現になっておりますが、ぜひそうさせていただきたいという意志があるということをご理解いただきたいと思います。

次に「調査・対策」の2番、「ボーリングの位置」についてでございますが、
の、構造物の地下の調査でございますが、前回は申し上げましたように、物理的に、なかなかこれはしっかりした構造物になっておりますので、どういうやりかたをすればできるかというのをまだ調べてるわけではあません。調査が可能ならば対応したいと考えております。

の「メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査する」ということにつきましては、私どもは、元従業員等の証言も踏まえて、ボーリングの位置を選定するときに、そのなかにそうしたものも入れて行いたいと考えております。

続きまして、「別紙2」についてでございます。

まず「調査・対策」のところの1番、「除去すべき対象となる有害廃棄物」の、「環境基準を超える有害廃棄物等」についてでございますが、これにつきましては、今回、揮発性有機化合物等のところに、ガス調査および溶出調査によりいずれかの基準を超えた場合には除去するという、今まであまりなかった事項もございます。私どもの見解というのは、右側にありますように、除去するのはまとまって存在する場合を基本と考えているところですが、生活環境、特に地下水への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から除去の対象とします、こういうのが県の考え方でございます。

次に の「上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物の除去」ということについてでございますが、前回の話し合いでも申し上げましたとおり、除去につきましては、土壌や地下水の環境基準が設定されている項目で判断することを基本としたいと考えております。

次に2番の「ボーリング位置」の でございますが、有害物がある可能性が高い場所につきましては、ただちに10mメッシュの調査を実施することも想定しております。

の「その他、住民の意見を入れた調査位置の選定」ということでございますが、ボーリング位置の選定にあたりましては、住民の皆さんの意見を反映させることも含めまして、柔軟に対応させていただきたいと考えております。

続きまして、5番の「サンプリング方法」の でございます。汚泥ですとか

焼却灰の判別につきましては、前回は申し上げましたように、基本的にはその必要性はなくなるものと考えておりますが、引き続き、話し合いをさせていただきたいと考えております。

なお、ボーリングのコアサンプルにつきましては、住民の皆さんにもご覧いただきたいと思いますと考えております。

次に、6番目の「その他」の でございますが、実質は、中身はこれと一緒なのかもしれませんが、このようなことを基本に、私どもも考えております。

最後に、7番目の「調査方法の詳細」についてですが、 にあります4種類の試験につきましては、有害物を見つけるために必要となる試験を適切に実施していく考えでございます。

の試料採取や試験の方法につきましては、有害物調査検討委員会で住民の皆さんの意見も聞いた上で検討いただいて、その助言を踏まえて県として決定をいたします。

最後に の全量試験についてでございますが、全量分析は実施いたしまして、その結果の取り扱いにつきましては、有害物調査検討委員会の助言を踏まえて、県として決定をしたいと考えております。

以上、資料についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

室長：今、説明させていただきましたが、最初から確認をさせていただきたいと思えます。

まず基本方針のところ、1番2番についてはこのとおりということでございますが、3番のところ、これは、ご説明させていただきましたとおりいろいろな手続がありますので、今の時点ではこういう書き方をさせていただきたいなど、ご理解いただきたいと思いますということでございます。

よろしいでしょうか。なかなか、よろしいとは言えないかもしれませんが…。

次ですが、調査対象の2番の の3でございます。これは、部長も説明しましたように、建築物が、パイプがたくさんあって堅牢なものになっておりますので、可能であれば対応したいということであるのと、従業員の不法投棄の証言があった場所については、そういうことも踏まえて場所を選定したいということでございます。

この点につきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

住民：はい。前回、私、コア抜きで可能であると言いました。その方法については調べられましたか。

室長：コアでコンクリートの上の部分、基礎部分を開ける、これは下にパイルが長く打ってありますので、もしそこをすることになれば、そういうことを含め、できるものなのかどうか技術的に考えていきたいということでございます。

住民：できますよ、それは。いつまでたっても**当然パイル**ということになりますよね。当然、厚みというのは決まっているのだから、それで抜けたら、当然そこはパイルがないということですから、そんなもん**すぐわかります。

室長：可能ならばさせていただくということで書かせていただきました。

住民：業者を早く探してください。なんなら私のほうから。いくらでも業者を知ってるんです。

室長：建物の区域をするかしないかということも含めて、そこをするのであれば、できるのかどうかということをも...

住民：その部分をするかしないかということも含めて？可能ならば対応するんでしょう？

室長：可能ならば対応する。ただ、そこはしなくていいという話になるのか、そこもやるという話になるのか。その場所だけはするということが決まった、という手続をしているわけではありません。やろうということになれば、技術的にどうかということも含めて対応したいということです。

住民：県からいただいた基礎**図**がありますので、どこにパイルが入っているかというのは推定できると思います。

室長：そのへん、全然拒否しているわけでもなんでもありませんので。ここやろうということになれば、技術的に可能であれば、対応したいと。

住民：基本方針の3でね、対策工完了後、というのは、どういう状態をいうわけですか

か。

部長：これは、今の段階でどのあたりまで想定するかというのは難しいですが、一定、リスクというものが、この土地の状況がどうなったということが確定しないとですね、県有地化するという場合はそれが必要になってくるかと思うんですね、議会に諮ってするということになれば。ですから、どこらへんまでというのはなかなか難しい、まあ、対策工ということで、環境省を通じて補助をもらってやる、それが終わった時点ということになろうかと思います。

住民：同じく3番の件ですけど、県有地化を視野に、と書いてますけど、これ、ぐちゃぐちゃ言ってる間に、知らない間に第三者に譲渡されないという保証はあるんですか？

部長：破産管財人の下にあって、裁判所の管理下にあるという状況なんですけど、その手を離れてからということになると、そういうこともあり得るかもしれません。抵当権等がいろいろ付いている。

住民：そういうことを心配してね、県有地化してほしいと。

部長：だから、我々もぜひ県有地化をしたいということで、できるだけ早くして、裁判所とも話がしたい、こういうことです。

住民：ただ、第三者に譲渡されないという保証がなければね、今、書いてある文言は皆さん「うん」と言わないでしょう。

部長：これは、第三者の土地なわけですね。しかも抵当権者もいらっしゃるわけですので。今は、破産管財人の手元にありますし、こういう土地であれば、できるだけ公共団体で持ってもらえないかという話でもあろうと思いますので、ぜひ、我々もその方向でしたいということです。

住民：しかし、対策工完了後、と書いています。これが問題なんですよ。これ以前に入手してもらわないと、対策工完了後だったら、当然持ち主からみたら、土地の値打ちが上がったわけですよ。手放しませんよ。

部長：これは私も、前言を翻すようなことをすると駆け引きしてるみたいに思われるかもしれないんですけど、通常は、県が土地を取得するときは、抵当権な

んかを外してから取得しているのが普通なものですから、そういう考え方でこう書いているんです。可能性があるなら考える余地はあるかと思うんですが、公共団体が土地を取得するときに抵当権が付いたまま取得するなどということは、未だかつて、私は知りませんので、そういう意味でこう書いています。ただ、ご心配いただいていることはもっともなことだと思いますので、早くできるのであれば、可能性があるなら考える。

住民：抵当権の話と対策工完了後という話は違うのでは。

部長：いやいや、県が土地を取得するのに抵当権が付いたままというのは普通はないんですよ。

住民：それは当然です。

部長：ということは、破産管財人の下で、そういったことが一定整理されないと、それもないでしょうし、今、我々がやっている対策工とか調査とかいうことも、裁判所の管理と同時並行でされているということがありますので、思いは一緒なんです。

管理監：ご心配はわかります。で、先ほど申しましたように破産管財人が管理しておりますので、県は常に破産管財人と連携をとっています。県が知らないうちに第三者の手に渡るといったことはないと考えております。

それと、対策工までに県有地にするということになれば、産廃特措法による国の支援が受けられなくなるのではないかという懸念もございましたので、対策工終了後ということにさせていただいているわけでございます。

その点をご理解いただきたい。

住民：これね、特措法が決まってね、対策に入ったら、県が所有することができるんとかうかと。

管理監：はい、さんにご提案といいますか、いただきましたけれども、対策工が完了しなくても、対策工に着手すれば、県有地になっても産廃特措法が適用できるんじゃないかと、そういうことについてはさらに勉強したいと考えております。

現時点では、対策工が完了した後でない、県有地の状況であれば産廃特措法の適用、すなわち国の支援が受けられない可能性があるかと我々思っておりますので、こう書かせていただいた。

住民：他県で取得しているのありますよね。実例がありますよね。だからそれを調べていただければわかるでしょう。

管理監：ですから、今、申しましたように勉強させていただきたい。

住民：そして、私たちにもそれを見せてくださいよ。この件ではこういうので**できたという、そこらへんも聞いてきてください。出してくださったらわかる。

管理監：そこは、情報を共有しながら進めさせていただきたいと思っております。

室長：それでは、別紙2のほうにいかせていただきます。

住民：すみません。ポーリング位置のところでちょっと質問させていただきたいんですけど、先ほどから、物理的に調査が可能ならば対応したいと答えていただいて、やろうということであれば、とおっしゃってたので気になったんですが、ここには物理的に可能ならやりますよ、と書いてくださっているの、このまま受け止めれば、ああしていただけるんだと思ってるんですけども、「ということであれば」というのは別にあれですね？

室長：これは、まだメッシュでどこをするかというのは確定している段階ではなくて、先ほどからありましたとおり、皆様のご意見とか、証言とかをいろいろ見ながら、有効に、効率的に、怪しいところを狙っていきたいと思っておりますので、ここで、皆さんの意見として、建物の下をせよという意見を今いただいたということかとは思いますが、そういうことを含めまして場所を確定して、現実的にどうするのかということを考えていきたい、こういうことです。ここはなるべくしないようにするとか、そんなことはないの、その点をご理解いただきたい。

それでは、2ページの調査対象、除去すべき対象となる有害廃棄物、別紙2のここはちょっと疑義があったり、あるいは説明がうまく伝わっていなかったり、ということでもう一回聞きたいということも含めての部分に入るわけですが、除去すべき対象となる有害廃棄物、環境基準を超える有害廃棄物等というところで、先ほど部長が説明しましたように、ここに揮発性有機化合物についてはこうだ、重金属類等についてはこうだと書いておりますが、以前からうちの見解で示させていただいておりますように、生活環境への影響の度合いが高い場合には、環境基準を超える有害廃棄物については、除去の対象としますということ

でございます。このへんにちょっと隔たりが若干あるように感じますが、この点につきましてご意見をいただきたいと思います。

住民： で「環境基準を超える有害廃棄物等」とある、超えたら除去の対象となるわけですね？

室長： 県の見解で書かせていただいておりますように、基本的には「まとまって」で、「まとまって」でなくても影響の度合いの高い場合には除去の対象とすると、こういうことです。

住民： 県は、環境基準を超えたら除去しますと…。その環境基準についてお伺いしたいんですけども、環境基準というのは総称的な名前ですよね。で、県が言う環境基準というのはガスなのか、溶出なのか、含有なのか、まずそれを聞かせてもらいたい。

管理監： 前回もここでかなり時間をとってやりとりをさせていただきました。環境基準というのは、ダイオキシンの特別措置法はありますけれども、基本的に環境基本法にいうところの環境基準であるということをお願いしたところでございます。それで、除去すべき有害物、これを何で見つけるかということでございますが、これはボーリングのコア分析によって見つけていく、こういうことも申し上げたところなんです。それで、今、 さんにご質問いただきました、しならば環境基準を少しでも超えたら除去の対象とするのか、これは非常に微妙な問題でございます。環境省が、荒木室長がこられたときの説明のなかでも、これは非常に難しい問題で、荒木さんにしてもなかなか判断がしづらいと、これはやはり専門家の助言を求めるべきだと、こうおっしゃっているわけでございます。だから、現時点でどう申し上げているかといいますと、ボーリングコアの分析で特管物基準未満で環境基準を超えているものが見つかった場合に、基本的には「まとまって存在するもの」、こういうことでございます。

で、「まとまって存在する」については、4月20日に、量は申し上げました。コアの重なり合い、隣り合い、ということです。ただ、「まとまって」ということの中には、量だけではなく、濃度も判断基準になるだろうと思っております。したがって、17日に申し上げましたのは、生活環境への影響の度合いが高いと思われる場合と、これは非常に曖昧な表現で申し訳ないんですけども、こういう場合は除去の対象としますと申し上げたところでございます。ご理解いただきたいと思います。

住民：県の見解のほうは、まったく私からすれば曖昧だなということで、我々が望んでるのは、お願いしているのは、ガスの基準、まあ水質の基準を超えているので問題がありますねということで、今回、ボーリング調査でガスの基準を超えたり含有の基準を超えたり溶出ももちろん超えた場合は、出してくださいよということは従来ずっと言い続けてきている、で、今までは、どちらかという県のかたは住民と話してそういう流れのなかでいろいろ有害物を特定していただいている。現に特措法で出しますとってまだ放置されたままだけど、ただベースはそこにあるんです。で、国の環境省の助言を得てとさっき提案いただいたら、そういう内容のものがみんな吹っ飛んでしまって、特管物は出しますということになった。ものすごく後退してるわけですね。それは何度も言ってますけど。我々としては、揮発性物質はどうだとか重金属はどうだとか言ってますけれども、これは土対法のなかの一部をここに挙げたんですが、要は、ガスが出た場合、溶出で出た場合、含有で出た場合は除去してほしい、それだけのことなんですけれどもね。それを県はのんでくれるかどうかということなんですよ。

管理監：今ここで断言をさせていただくことはなかなか難しいということでございます。繰り返しになりますが、このへんがかなり専門的だと、荒木さんもおっしゃってます。ですから、このへんは、専門家の先生の助言をいただいて判断すべきことだとおっしゃってますのでご理解いただきたい。それと、この有害物調査の結果を受けて、対策工での撤去の対象物をどうするかというのは、少し議論をする時間もあるので、今の段階ではボーリング調査のコア分析の結果でもって判断するというご理解をいただきたい。御主張は十分理解をいたしておりました。

これは今後また話し合いをさせていただきたいということでご理解いただきたい。

住民：この件は調査の根幹をなすと私は見てるんですが、後でそういう話をしましゅう、後で委員会で検討しましゅうといわれても、それはさじ加減でどうにでもなるのかなあと、それではちょっと納得できんなあと。今回の調査にいくとしても、今までどおり、こういうものが出たら除去の対象にしてするんだというのをいただかないことには、調査をする意味がないじゃないかと。調査に同意できませんねと、これは個人的な話ですよ、そうなるんですが、今までは、先ほど言いましたように、県はね、含有で鉛の基準を超えたものはあそこに封じ込めをしているわけです。それはご存じですね。それは基準を基にやってるわけですね。それとか、県は、知事さんが措置命令、西市道側にも、含有で出てる、もちろん溶出でも、その部分は汚染されている土壤があるから出しますよということで措置命令

まで出してるんですよ。それも、含有を一つの基準として挙げてるわけですよ。今までは、含有、ガスにしても、それを基準に皆考えてきたわけですよ。今までの県はね。で、今年度になって、それはいや違うんだ、検討するんだというのはすごい後退してるんですよ。環境省の助言というが、県はどうなんですかということを知りたいんですけどね。それを、きちっと我々の主張が受け付けられないということは、我々も納得できないということであるわけで。

管理監：決してですね、今、 さんがおっしゃったことを否定しているわけではないんです。今ここで、県としてこうさせていただきますというのは、これが精一杯ですということをお願いしているわけでございます。それと、やはり対策工で撤去ということになりますと、科学的な根拠を示す必要があるという事情もあります。これにつきましては、まず調査をさせていただいて、調査結果を見て判断をしていこうということでございますね、今後とも引き続き調整をさせていただきたい、こういうことでございます。

住民：まあ対策工の話まではあまり今日は入りたくないんですけども、調査した結果、まとまったものがあるとか、生活に影響があるとか、その度合いを見てというのは、これはいくらでも、もうさじ加減ですわな。それでは、はいいいですよと、委員会のなかで県のさじ加減でやってくださいよ、と言うわけにはいかない。今の段階できちっと、今、従来どおりのことをやってくださいよと言ってるんで、今回特別にやってくれとは言っていないんです。今まで、県と我々が10年間信頼をもってやってきた、努力してきたことを、同じようにやってくれと、最低でもそれまでやってくださいというお願いをしているんであって、これはまったくの後退である。で、今回は、県は有害物をできるだけ出しますと言っている、どういう形で出してくれはるんですか？県は有害物を探しにいきますと言ってるんですよ。どうやって探しにいくんです？今までのよりも後退した段階でそんなこと言えるんですか、ということになるんですよ。ですからこれはまったく納得できない。後で後でと言われても。

管理監：これは、なかなか、 さんのおっしゃることも理解できますけれども、繰り返しになりますが、県としてもいろいろな制約がありますから、できるだけ有害物を除去しようとの思いは一緒でございます。1億以上かけて詳細な調査をするわけですから、空振りのないようにしたい、思いは一緒でございます。それはご理解いただきたい。ただ、具体的にそれじゃあどこに根拠を求めるのか、これにつきましては、専門家の助言、あるいは環境省の指導、等々も含めて判断をしなければならないことだということを申し上げているわけでございます。

部長：これはガス調査および溶出調査によって、いずれか超えた場合は必ず除去するんだ、こういうのが さんのお考えのようですが、これは逆に言えば、他のかたも、今度は違う基準で、これとこれの場合は必ず除去してくれと、こういう意見をおっしゃるかたもあるかもしれませんし、あるいは専門家や環境省が違う意見を言われるケースも当然ありうるだろう、でも最後は、公金を使ってやるということになれば、最終的にいろいろと判断がわかれるというときであれば、やはり環境省の言っている基準というものが参考になるんだらうと思います。そうでないとなかなか公金を使うというのは難しい話だらうと思います。ですからこれは...

住民：県が主体となるんだから、環境省の意見 ** ...。

部長：いや、県が主体となるのはいいんですが、税金を使う以上は、ということで私は申し上げているんです。ないんだったらいいですよ。RD社にやらせるんだったらそれもいいんですけども。

住民：どこが出そうとも私たちはきちっとしてほしい。

部長：なので、そのときの基準というのは、いろんな意見があるときであれば、環境省の基準というのが一番基準になるのとは違うか、と言ってるんです。

住民：そしたら、何を今までしてきたのかと思うんです。今、 さんがおっしゃったみたいに、県と住民が話し合っているような調査をしてもらってきました。水も土壌も。で、そのときに含有も溶出もしてもらい、ガスもしてもらって、その結果を受けて県の対策委員会があり、その中でどういうふうにな何を調べてしていくのか、というときに、今までどおり、含有でも溶出でも調べます、水も全量で調べますと、その中でやってきて今の...

部長：全容を解明するためにこれまでいろいろな調査をしてきたわけですね。で、ここで言っているのは調査ではなくてあくまで除去すると、この場合は必ず除去すると、対策工事はそれだ、と断定しておられるので、だからこれについてはまだいろんなご意見もあるので、引き続き話し合いをさせていただいたらどうかというのがこれまでの見解。

住民：話し合う必要があります。

住民：すみません。今、いろいろ議論されておられますけれども、この、環境基準を超えたものが見つかった場合にですね、除去対象とすると、前回、部長さんはそういうふうにご回答された。口頭でございましたけれども。そういうふうにご回答されたように私は記憶しておるんですけども。間違いでしょうか。

部長：いや、結構です。

住民：そうですね。だから、環境基準を超えたものについては、一応、除去対象と考えていただいていると我々は理解しておりますので、その点、また今日、ややこしいことで、後戻りされているような印象を受けたので、敢えて申し上げます。

部長：ガス調査というのが今回出てきておりますので、それで申し上げているのであって、ですからこれについては引き続き話し合いをさせていただいたらいいと思っております。

住民：ガス調査に関してだけですか。

主席参事：先日、部長の申し上げましたのは、土壌の環境基準が一つのメルクマールになる、という話をさせていただいた、というふうに理解しております。

住民：土壌の環境基準にはガスはないんですか。

主席参事：土壌の環境基準にはガスはございません。

住民：市が土壌を調べて、土壌の環境基準というのがその報告書に挙がってたんですけど、それは土対法とそれとはまた違うんですか。

主席参事：先ほど管理監が申し上げました環境基本法に基づく環境基準の中に、土壌の環境基準というのがございますが、これは溶出基準でございます。土対法については指定基準というのがございますが、そこには溶出基準と含有基準と2通りあるということでございます。

住民：ガスはないんですね。

主席参事：ガスはございません。

住民：だから土壌の中のガスを調べて、これは、基準というものはどこにもないと。

主席参事：はい、今、我々が考えているのは、ガスを調べたうえで、その位置を、ここに書いています君津方式で、どのあたりにそういったものがあるか場所を調べるための資料としようというものでございます。

住民：先ほど言っておられた溶出基準、これは管理型じゃないですか。管理型へいくか、もしくはろ過の分析をするものじゃないですか。

主席参事：今おっしゃっているのは、廃掃法に基づく、金属等の有害物を含む廃棄物の判定基準ですね？

住民：だから同じことですよ。

主席参事：いやいや、判定基準は土壌の環境基準の10倍ないし30倍という基準で、ここの紙で申します特管物の基準というものですよね。今までから申し上げていきますとおり、特別管理産業廃棄物の基準は、土壌の環境基準の10倍ないし30倍という基準であると。

今、我々が議論しているのは、土壌の環境基準である。

住民：しかし溶出試験なんですよ。

主席参事：試験方法はほぼ同じです。溶出試験でございます。

住民：だからそれが問題なんですよ。そんなもの、安定型は関係ないんじゃないですか。あったらいかん。

主席参事：土壌の環境基準ですから、一般の土地でもかかってくる基準を適用しようというふうに申し上げているんです。

住民：じゃあ含有でいくらあってもいいの。

主席参事：ですから、ここの県の見解というところで申し上げましたとおり、生活環境（特に地下水）への影響の度合いが高い場合、というのが一つの判断基準だということふうに思います。

住民：あのね、鉛管ってありますよね。水道水に使われていた。あれね、毎日使ってる分には基準を超えないです。でも1ヶ月間とか2ヶ月間とか置いておいて出したら基準を超えます。これは、私の知っている水の専門家ですけど、そのかたが鉛を除去する実験をされて言うておられる。元来、溶出の試験では出ないようなものでも、それを長期間置けば出るんです。あそこの処分場、何年経ってるんですか。当然出てきます。中にあれば出てきます。溶出じゃないですよ。

主席参事：ですから、ボーリングで抜いたコアを溶出試験にかけるわけですので...

住民：だから話が全然違うと言ってるんです。

主席参事：いえいえ、地下にある嫌気性の状態のまま出てくるものだと理解しております。

住民：あとは、前回も言いましたけど、あそこは水にどっぷり浸かっている状態ですよ。いつでも水に浸かっているんです。

主席参事：水にどっぷり浸かっているのは浸透水がある部分まででございまして、上のほうについては、水で飽和の状態になっているとは理解しておりません。

住民：だから、浸透水のあるところはどっぷり浸かっているということでしょう？それは別にいいじゃないですか。

主席参事：浸透水に浸かっているところについても、溶出試験を行うということです。

住民：だから、基準が違うと言うんですよ。純粹の水で分析するのと、実際長いこと、何年もね、水に浸かっていた中、しかもね、その中にはいろんな物質が入ってるわけですよ。酸もあればアルカリもあれば、いろんな溶剤もある、その中で溶けていくと。当然のことですよこれは。酸であろうがアルカリであろうが溶けてますよ。そういう状態のなかで、だから、基準を超えて浸透水から出てるわけですよ。そんなんね、溶出でって、そんなん絶対納得できないですよ。

主席参事：溶出じゃなければどういった方法を考えておられるんですか？

住民：含有でしょうね。

主席参事：含有で、どういうふうに活かされるわけですか？

住民：含有で有ったら除けないとおかしいでしょう。

主席参事：含有であれば、溶け出してくるかどうかの判定ができないではないですか。

住民：現に基準を超えてるわけですよ。610倍とか出てるわけですよ。鉛が。それがどうして出たかということで、先ほど言ったじゃないですか。鉛管で長いこと置いてたら出てくるんだと。だから試験で出なくても、長時間置けば出てくるんですよ。

主席参事：鉛管の場合には、先ほど言いましたように、水が流れていない状態、空気が補給されない、嫌気性の状態になったから溶け出したんだというふうに考えていますが、そういう状態に、今、土の中がなってると思いますから、そのままの土を取り出してきて溶出試験を行うと申し上げているんです。

住民：溶出は中性でやるんでしょう？それも短時間じゃないですか。時間がしれてるじゃないですか。

主席参事：6時間振るんですね。

住民：たった6時間じゃないですか。私が言っているのは2ヶ月も3ヶ月も、あるいはですよ、10年、20年じゃないですか。だからね、基準が違いますよ。もう、考え方が全然違いますよ。そんなんで言ってるんじゃないですよ僕は。長期で言ってるんです。

主席参事：長期でするならば、含有試験のような、塩酸で溶出、そんな強烈な条件が実際にあるんでしょうか。

住民：あったじゃないですか。今まで。3. なんぼのときもあったし。アルカリだって11. なんぼあったじゃないですか。

主席参事：たかだか11なんですね。塩酸で溶出ってことだと、基準値が1を超える状態なんですね。

住民：雨が降ったって溶けてるといふ現実があるでしょう。あなたそれ無視して居ないですか。

住民：含有試験にも問題はありますね。それは理解できます。ただ、同じように溶出試験にも問題があります。その中で国は規定して居るわけですよ。いろいろな問題があるんですよ。

それと、先ほどのガスに戻りますが、栗東市さんが、報告に挙がってますけれども、平成16年6月から8月にかけて、鴨池の付近で土壌ガス調査をしているんですよ。県の対策委員会の答申、報告書にも挙がってます、有害ガスに関する調査結果というところで。その中で、トリクロロエチレンとか、テトラとか、シス1,2とか、そういうものが、土壌汚染対策法の指定区域の指定に係る基準、その中に、ベンゼン、これは0.05ppmと挙がってますが、基準を超えて土壌汚染状態にある、ということをお栗東市さんが報告された。県に報告しています。

それ見ると、栗東市さんの報告書の中にも、土壌汚染対策法の基準等、ということいろいろ挙げられて基準値も挙がってますから、このことをまさに言うて居るんですけどね。栗東市さんは、あそこは汚染されてますよ言っているという報告があがっているんですよ。で、汚染状態だから出してください。汚染状態というのは、基準を超えたから汚染状態ですよと我々は言っているんであつて。

管理監：　　さんね、除去の対象物をどうやって見つけるかといひますのは、ボーリングをして、そのコア分析で除去の対象を見つけますと、こう申し上げて居るわけですよ。確かに、大気環境基準は4種類ございまして、それをもって大気ガスの測定をいたしますね、それで環境基準を超えたから、だから除去するんだとは言っていない、ずっと言っていないんですよ。

住民：ここに基準があるのは、私が言うのは、土壌汚染対策法の基準として、と挙がっているんですよ。栗東市さんが書いたものですよから間違いはないと思います。その横には、参考までに、大気環境基準とした場合、というのが、それはまた別にあるんですよ。それは参考として挙がっている。それを言っているんじゃないんですよ。土壌の中の、土壌汚染の中のガス基準を言うて居るんですよ。大気中のやつじゃないんですよ。

管理監：ガスの調査でしょう。

住民：ボーリングして、そこの中をガスの調査すると思うんですよ。法定検査という形でね。公定法でガス検査をする。その基準のことを言うて居るんですよ。

主席参事：今、確認しましたら、それは検出限界のことだそうです。そこに書いている、ポータブルのガスクロでやった場合に測れる限界、その数字がそこに書いてあるということでございまして、土壤汚染対策法もしくは環境基準の中でガスの基準というのはいません。

住民：報告にはそうあって、そういうことで今そういうふうに挙がっている...

主席参事：ですから、今、確認しましたところ、検出限界ということのようです。

住民：まあ、それを参考にはできるわけですね。

主席参事：そこに、たとえばガス様のものがあるということですので...

住民：それは一度、今日はちょっと無理ですけど、またそういう資料をいただけたら。一応、今日の段階では参考にさせていただきますか。

部長：そういうのを参考にして調査をするということについては、我々はなんにも拒否してるとかではないわけですし、いろんな証言であれ、こういうものであれ、できるだけ効率的に探していこうと思えばですね...

住民：それはまあ、ちょっとガスのほうは保留にしておいてもらえますか。含有と溶出については、これは基準を超えたら出してください。今までどおり、県と話し合っ、実際には出してないけれども、そういうことを確認したり、そういうことで措置命令を出したりした状況で、きてますからね。それについては除去する対象になるはずですから、それは我々としてもぜひお願いしたい。ダメですよといわれても納得できない、ということで理解していただきたいです。

管理監：申し上げますが、含有基準を超えるというんですけれども、我々、このRDでの支障は何かと考えたときに、地下水の汚染だと、溶け出すということが支障だと考えております。しからば、だからそれは溶出、溶け出して地下水に入ると、これを...

住民：もう何度も聞いてます。

管理監：そうですね。

住民：だからさっきから言うてますやん。

部長：話し合いをさせていただくということで。

住民：それは平行線やということで理解しておきます。

室長：これは合意できたのではないかという項目にありますが、これは引き続きやっています。

住民：納得できなかったということで...

住民：それと、「まとまって」というのもみんな全然承知してませんよ、そんな表現、おかしいじゃないですか、**超えてるのに。

住民：「まとまって」というのは、前回ですね、はっきりとはおっしゃいませんけど、現実には、この「まとまって」という考え方は、除けるというようなご回答だったと思うんです。例えば、いわゆる除去する場合ですね、サンプリングで10m四方、深さ3m単位で除去すること、それは、「まとまって」の考え方でないですね。これまで県がおっしゃっていた「まとまって」というのは、隣り合う10mのボーリングで見つかった場合、あるいは隣り合う深さ、その場合に除去するというのが、以前の県のお考えだと思っただけなんです。それが前回なくなっているんで、「まとまって」というのは、実質上ですね、我々は、そういう考え方は変えていただいたものと、そういうふうに前回理解しているんですけどね、今回また出てきている。これはもう書かんといってください、書いたらもう話がややこしくなる、そういうことですね。まあ今いろいろ議論言わしていただきましたけど、含有は、私は溶出の原因物だと考えてるんですね。含有があれば未来永劫に溶け出さないという保証はないんです、長年月の間に必ず溶け出してくる恐れがあるわけです。これをね、今、取らないと、今、取れるものだけ除去の対象なんて、これは暴言ですよ、そう思いませんか。将来にわたって安全にするというのが今回の目的でしょ。それから、将来にわたって、この一番最初の合意された事項のところに、2番目に、土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減すると。そのためにこれ取らんでどうするんですか。それとね、同じ関連事項で申し上げますけれども、前回もですね、5000m³の鉛を含んだ廃棄物土、粘土層で囲って埋め戻した、これについて除けるとか除けないとか議論がだいぶありました。私どもは、これは絶対除けてもらわんといかん、量もまとまっている、県も、これは、仮置きと私申しあげた記憶があるんですけど、こんなもん未来永劫あのまま置いておかれたら、県も未来永劫にあ

のままおいとくつもりじゃないと思うんですよ、たかが50センチの粘土層で囲って置いてあるだけです。あくまでこれは仮置きだと思うんですけども、これが一つのね、良い例だと思うんですけども、生活環境上の支障を及ぼす有害物というのはいったい何だと。これが別の処分場なんかでね、例えばドラム缶に特管物を超えるようなものをどんどん入れて、それに関わってそれがあるという場合はね、そういう基準を考えればいいんですけど、今、我々がね、対策している区域の問題はですね、かなり分散しているという状況しか考えにくいわけですね。そういう処分場についてですね、局所的に濃度が問題になるんじゃないかと、地下水汚染を考えた場合ですよ、やはりその中に実在する有害物の総量が問題じゃないか、だからそれは、特管物の基準やとか、環境基準やとか、そんなことをね、重箱の隅をつつくような考え方じゃないかなと私思うんですよ。だから、あの処分場の中の実在する総量を問題にして欲しい。局所的にちょっと濃いところがあったから、それがどうこうとか、そんな問題じゃない。たくさんあるんですよ、あそこは、いろんな物が。だからね、少なくとも見つかった有害物は皆どけてもらおう。まあ極端に言いますけれども、法的にもいろいろ難しいと思いますから、ご検討いただければと思うんですけども、例えば、環境基準以下のものでもですよ、地下水に影響が考えられるというようなものは、当然除去の対象にさせていただかんのかなと、私は思うんですね。環境基準以下でもですよ。それくらいの考え方で有害物を取るというのが、県が言われている、できるだけ探し出して取るということです。私は総量を減らして欲しい、だから濃度が薄くてもたくさん取って欲しい、そうでないと効果が出てこない、そういうふうに思うんですね。以上です。

管理監：木村さんありがとうございます。非常に論理的な話で...

住民：論理的じゃなくて、本当に考えたことを申し上げている、駆け引きも何もない、正木部長と一緒に駆け引しません。

管理監：おっしゃる意味は分かりますが、これも繰り返しになりますが、根拠を示す必要があるというときに、一定の基準は必要であるということですので、その点につきましては、含有基準を超えたものはどうするかというのは専門家の助言を待ちたい、ということでもよろしくお願いします。

住民：さっき、「まとまって」という話がありましたが、また2段目、3段目に生活環境の影響の度合いが高い場合、度合いとか、高いとか、どういうふうに判断、具体的にどういう内容のことですか。

管理監：これも繰り返しで恐縮でございますが、生活環境の影響と考えたときに、先ほど

さんがおっしゃいましたが、量と、それから濃度、この二つが非常に関係するだろうと、この二つのかけ算が生活環境の支障を判断する一つの基準だろうということでございます...

住民：かけ算、まあ、総量ですね、総量はどれくらいの基準、数値的にはどれくらいと、そういうことをお願いしてる。

管理監：そこはですね、非常に難しい、それは難しいんですよ...

住民：そこらへんがね、我々漫然として判断しようがないんですよ...

管理監：我々もね、はっきり明確に申し上げたいんですが、環境省のかたでさえこれはなかなか明確に言うのも難しいかと、やっぱりこの点は専門家の意見を踏まえて判断すべきだとおっしゃってますので、そのへん、我々ももどかしいですけども、おっしゃる意味もわかるんですけども、ここで明確にこうします、とは言えないということ、その事情はご理解いただきたい。今後協議していきたい。

室長：ということで、このへんは...

部長：この点については、なかなか意見は一致してないのかなと思うんですが、今の段階で決まった基準を明確に出せるかといったときにですね、これは当然、法の適用を受けて除去していくということになれば、そのときの基準が正しいかどうかというのは当然問われることですので、前にもお話してますように、皆さんがたのほうから推薦をいただいた委員さんにも入っていただいて、専門家のかたからも客観的にみてそれなら良いなという基準を考えていただく、それも私は良いなと思いますので、これについては、皆さんと、何を除去するかということについてはまだ一致はしてないと、こう私も理解させていただきますので、引き続き話をさせていただきたいと思います。

住民：我々も理解できるように、ざっくりでは困るんですね。我々が理解して初めて地元を持ってかえって皆さんに説明するわけですよ。逆に質問されたときに、いやあわかりません、では困るんです。

部長：ですから逆に、今の場合であれば、ガス調査、溶出調査の話であればですね、さんがおっしゃったのをそれでいいと言った場合、それに皆さんが納得されるか、専門家も納得されるか、これはまた別の話になってきますので、除去までにしっかり話をさせてもらったらいいと思ってます。

住民：我々がはっきりと理解できるのは、基準を超えたら出してください、住民の皆さんに言って、こういう事ですよ、じゃあそうしてください、というやりとりで来てますからね。それがはっきりすることなんで。県の今の見解では、全くわからない。

部長：除去の基準をどうするかについては、今　　さんがお書きいただいているこの考えがそれで済むのかどうかについては、一致はみていないということで、引き続き話し合いをさせていただく。

室長：はい、それでは次にかせていただきます。　　の、上記以外の地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する、ということですが、土壌や地下水の環境基準が設定されている項目で判断することを基本としたいと考えています。

住民：設定されている項目だけで十分ということではないというのはおわかりになってると思うんですけども、役所というのはそういう回答しかしにくいんじゃないかなと私は思うんですけども、現実的にはね、あそこ、ジクロロベンゼンのようなね、いわゆる芳香族で塩素化合物、そんなもんがいろいろあるんですよ。仮に微量でもそういうものが見つかったらどけると、これ有害ですよ、こんなものは。そういうものを一切目をつぶると、そんな話はないですよ。何でそのね、環境基準26項目か、27項目ですか、あれが有害物のすべてですか、微量でもそんなもんどけなきゃいかんですよ。と私思うんですけど、中村さんいかがですか。

主席参事：環境基準項目というのはですね、いわゆる環境中の状況等を環境省が調べて、優先的に対応を取るべきものからピックアップしてきたというふうに考えております。我々の社会で、使っているもの、使っている量、それと毒性、毒性のメルクマールというのは環境中に出ってしまったら難分解で、体に入ったら出ていなくて、しかも毒性があるということで、そういうプライオリティをつけて選んできているものですので、これを当然優先させる、こういうものだと考えております。そういったものに関して、未だ基準がないということは、我々は、そういったものについてですね、環境中での汚染の例が少ない、ないというふうに環境省が示しておるんだというふうに考えておりますので、今の時点ではそこまで広げることは、我々はちょっとなかなか難しいと考えております。

住民：ないんじゃないんです。* *いかもしれんけれども、現実にあるんですからね。

主席参事：環境省が、黒本調査とっておりますが、全国の環境について、そういった物

質について、チェックしております。その中から選んできた物質が今の環境基準項目になっていると理解しております。

住民：環境省に私問い合わせますけれども、そういうものが見つかって分けなくていいのか訊いてみますけれどもね、そういうことはないと思いますよ。

住民：世界ではね、もっと項目の多いところもあるんですよ。日本は少ないですよ、項目が。これからなんぼでもできますよ、アスベストと一緒に。

住民：基準項目以外は、是正しないというんじゃないに、調査しないということですよ。除去するかどうかは、またいろいろご検討いただいたらいいわけですが、これ精密分析で出てくるわけですよ、いろんな、例えばクロマトではPとSですよ、これ一体なんやと調べたら全部分かるんですよ。それ調べようとしないう、そういうのがおかしい。

主席参事：ですから、今、我々がそういったものについて地下水の汚染の状況を見てですね、出てきている物質というのはそこそこ分かってきているわけですよ。そういったものが今地下水に影響を与えているわけですから、それを我々のターゲットにしましょうということでも申し上げているということでございます。

住民：それだけしか調べてないということですよ。だから分からないだけです。

住民：ちょっと、今の意見は私も納得できないんだけど、例えば、処分場の浸透水には4万1千倍のビスフェノールAがあるということがもうわかってるんですね。環境省は確かに基準を設けているわけではないんだけど、自然環境ではだいたいどれくらいであるからということがあるから、4万1千倍という値になってるわけですね。これ浸透水ですから当然下流に流れます、当然ながらそれを使って農業用水でお米を作るわけですね、そうすると小野のお米は4万1千倍のビスフェノールAを使った米で作っている、ビスフェノールAというのは何かというと環境ホルモンだというのは国も認定してて、メス化する作用が働くというのもわかっているんですね、これを使った米なんて売れますか。これは風評被害になってきます、生活環境保全上の支障になってくるわけですよ。だから、こういうものを考えたときには、生活環境保全上の支障というのは、もっと広い視野で考えなくてはいけない、おそれというのを、もっと行政は法律を杓子定規に考えるのではなくて、広い視野のなかで考えていかなきゃならない。だから、これを杓子定規に伸ばせとは言っていない、検討するべきだと言っているんです。それはもっと社会的な全体性の価値の中でね、検討すること自体を拒否するというのは行政の責任放棄だと

思う。

室長：そのこともふくめまして、これを基本としたいと書かせておりますので、調査する項目につきましても委員会にも諮りながら、項目を定めていきたいと思えます。

住民：委員会は自然科学的な人たちばかり入るわけでしょ。これを考えるのはむしろ行政ですよ、最終判断するのは。委員会のせいに、下駄投げないで、最終的には行政がその点を踏まえて決断すべきだと思う。

部長：あの、ここに書かせていただいているようにですね、除去については、これを基本としたいと書かせていただいている。なかなか今の、環境基準のないところで云々という話になると明確にお応えしにくい面があるんですが、当然そういったことも考えながらやっていくことになると思う。ですから、そこら辺は、今、委員会と申しましたが、例えば環境省に意見を訊いたり、別の専門家に意見を訊いたり、いろんなことをしながらでも、それはしていくことは、別に我々否定しているわけではないんですが、法定事項以外のことについてなかなか断定がしにくいことがあるのでこういう書き方である、ということをご理解いただきたい。

住民：除ける除けないはね、まだいろいろ話し合いをする機会が、余裕があると思うんで別にしまして、試験だけはやっておいていただきたい。こういうものを分析する中に入れておいていただかんとね、これ省いてしまったら、後になったら何もなかったということになりますんでね、試験項目には入れておいてもらわないといけない。

部長：今の話、即答はできませんが、貴重なご意見だと思いますので、どういう形ならできるかということも含めて、ちょっと検討させていただきたい。即答だけはちょっとしにくい面があります。

住民：高アルカリの時に、黒いドロツとしたものが出てきた。そのときは、高アルカリの調査だから、その分野ではないと、そのまま埋められてしまったわけです。調査もしなかった。それが例えばですよ、27項目でなくて、油分的なものであれば、中に入らないから、規格以外やから、出さないんやということもあり得ますよね。黒いドロツとしたものが出てきてね、その27項目以外のものであれば、そのままほっとくわけですね、そういうこともありえるわけですね。それは困るわけです、どけてもらわないと。私たちは前にもそれを強く言ったんですよ、わざわざ別の* *いって、こんなもんでるやないかと、異常やないかと、どけてくれと、強く言いました。しかし頑としてどけなかった、そしてそのまま埋めてしまった。そして後から溶出調べて、何日か経ってか

ら、上澄み液を取って、何もありませんでした、これは納得いかないですよ。それと同じことが起こるんじゃないかと、懸念してるわけですよ。そういう疑わしいものは取ってもらいたい、調査も大事やけれども、除去の対象として考えていただきたい、二度とあんなことはやっていただきたくないですよ。

室長：それでは、今、この項目につきましては、いろいろ検討していきたいということでございます。次へ進ませていただきます。ボーリング位置の関係でございますが、沈砂池周辺の、これは同じ、共通認識でございます。それから同じようなことを書いておりますけれども、有害物の可能性が高い場所については、ただちに10mメッシュも実施することも想定している、ほぼ同じかなと思います。その他、住民の意見を入れた調査位置の選定、これにつきましては、ほぼ同じことを書いてますけれども、意見を当然聞かせていただきまして、反映させていただきまして、選定をさせていただきたいということでございます。ここの2番につきましては、そう変わることも書いてないんですけども、次へ進ませていただいてよろしいでしょうか。

次の3ページでございますが、サンプリングのほう、この間、私、説明させていただきましたけれども、もう一つわかりにくかったというような意見をいただきましたので、ここにあげていただいて、もういっぺん説明せよということですので、説明をさせていただきます（注：ボーリングコアの模型を示す）。

3mというのを基本に、一区切りが3m、この3mの層が8ありますので、24mの廃棄物層、これをボーリングでコアを抜いたという状況やと、こういうふうに思っていたきたいと思います。ここが3m、ここの赤の線の所、ボーリングコア、こんな長いボーリングがずっとコアが残るわけではないんですけども、全体こうやって抜いたという場合ですね、上のほう、真ん中、下ということで、2～3グループに分けたい。1グループが3層程度、こう分けたいというものでございます。このグループごとに混合して、それを分析して、判定したいということでございます。グループで混合して出てきた結果によって、どこか（注：1層を示す）で環境基準を超えると推定される場合には、例えばこのグループで推定された場合には、それぞれ（注：当該グループ内の各層を示す）個別に調べてみようというものでございます。連絡会さんのほうで書いていただいているように、推定される場合とは、土壤環境基準をグループの各層試料の数で割った値が、これ基準値と書いてますけど、ここ（注：1グループを指す）です、グループで混合して出てきた分析の結果が、土壤環境基準を、例えばここのグループの各層試料の数、ここやったら3、3で割った値を、出てきた分析結果の値が超えた場合、ちょっとごめんなさい、うまいこと言えませんが、一つ、100という環境基準があったとしますと、ここを混ぜて分析した結果が33やったらとすると、100を3で割りますと、33.3、それを、混ぜたものが超えた場合には、例えば、ここ（注：1層を示す）が100で、ゼロゼロ（注：グループ内の残り2層を示す）やったら、環境基準を

ここが超えてるなというのがもしかしたらあるかもしれない、こういうことが推定される、そういうことですので、例えばこの二つのところだったら、環境基準の2分の1を、混ぜたものが超えていれば、どちらかで超えている可能性があるなど、このような考え方でやっていこうというものでございます。説明が下手でわかりにくかったかもしれませんが、これで環境基準を超えるものがどこの層にあるか、というのがわかるかな、ということでございます。わかっていただけましたでしょうか。

住民：3 mの枠の中で、サンプリングはどういうふうにとってくるわけ？

室長：基本的には、ずーっと取ると。中には取れないもの、コンクリートがらとか、廃プラとかもありますが...

住民：いや、今訊いてるのは、3 mずつ区分されてるわけでしょ、3 mの中から取ってくるのは、その3 mの中のどの部分を取るわけ？

室長：基本的には筋でずーっと取るということでございます。

住民：筋で取るわけ？縦の筋？

室長：はい。で、中にはコア全体が...

住民：点で取るんじゃないくて、縦の筋で取る？

室長：そうです、コンクリートガラがガツとあってですね、取ってもコンクリートがら、というところもありますので、取れるところをずっと基本的に取っていくと。まあ、基本的には3つの、あるいは2つの所からずっと取っていくと。

住民：それ言わなきゃ安心できないから、もっと早くそういうこと言ってもらわないと。

室長：この間も同じようなこと言わせてもらってまして、そういうことで見つけにいくということでございますので。

住民：すいません、その、サンプリングする時ですね、筋で取ると。これ明らかにコンクリートやと、これ石やという場合はどうなるんですか。

室長：今言いましたように、そういうものは取れませんので。

住民：筋という感覚はちょっとやめてもらいたい。

室長：具体的にコアを見ると、ガラガラしたものが混じっている中で、取れるところ、まさに測ろうとするものがあるところをずーっと...

住民：作為的にやりなさいとまでは言いませんが、あくまでも可能性のあるところを...

室長：実際に見ていきますと、そんなん取れないというところがありますので、取れるところをずっと取っていくということです。よろしいでしょうか。

住民：それ、表面ずっと削っていくんですか？表面から？

住民：割るんでしょう。

室長：できるだけ真ん中で均一に取っていく。

住民：真ん中、中心、円筒の中心でくり抜くんですか。

室長：くり抜くっちゃうか...

住民：ちょっとよろしい？先ほど　　さんが言われたみたいに、筋で取っていくのはいいですね、で、これおかしいなというところは余分にサンプリング、点の状態でサンプリングするつもりはないわけ？

室長：それは、ずっと均一に取っていくと。

住民：例えばね、目視でね、ちょっとこのへんにおかしなのがある。そこだけ点の状態、点と言ったらおかしいけど、筋じゃなくてそこだけちょっと取ってきて、そこだけ余分に追加分析ということはするつもりはないわけ？

室長：均一に取るということでございます。

住民：例えば今のね、すいて取っていくでしょ、そのラインから外れた部分におかしなものがゴボッとあったとするでしょ。目視で、何やこれというものがあったとしま

す。それは取るつもりないですね、という質問です。

室長：変なものがあれば、そんな、筋がちょっと外れたとして、わざわざ外すことはないかなと思いますんで、ずっと取っていったらいいかなと。

住民：絶対信用できないよ。

部長：絶対にこうでないとかんとか言っているわけじゃなくてですね、今は予算の縛りがありますのでその中でお答えしてるんですが、調査はきちりやりたいというのは私どもまったく同じ思いですし、有害物を見つけて除去したいという思いですので、特に目視してこれはどう考えてもおかしいなというようなところがあればですね、それは検討の余地はあるだろうというふうに思っています。

住民：トリクロとかテトラでもそうですが、それらは水より重いんです。そういうものは水より下へずうっと沈んでいって粘土層の上でいったん止まるということになります。事実、**の時のどろっとしたものも粘土層の上に溜まっていた。そういう状態ですんで、それをこう取ってしまうとね、ほんの一部ですよ、体積というのは。やはりね、その、上が2コマで下が3コマって、そこらへんも気になる。本来は下が多いので。

室長：いやいや、これは別に反対にしても…。場合によっては、3、3というコアになるかもしれませんし。

住民：できればね、一番下だけは別格に考えていただけへんかなと思う。今まで見ると、底に一番ややこしいものがあると。溜まってるんですよ。それが浸透水に…

室長：それもここ（注：最下層を示す）で溜まっておれば、ここにある可能性というのは、ここ（注：最下層を含むグループを示す）でわかってくるかなあと思いますけど。

住民：だけどね、粘土層の上にたまるわけですよ。どぼ～っと溜まってるんじゃないくて、その上にこういうものが溜まってるんですよ。この、例えば3mあって、いや、実際は10mですよ、10mの内のね、例えば20cm溜まってたと。しれてますよね、これ、全体から言えば、パーセントで。それで、やはり一番下のは、ちょっと別格で考えていただけないかなというふうに僕は思いますね。今までのいろいろ見させてもらってね、ボーリング見させてもらっている以上ね。やはり、ちょっと違う

んじゃないかなという気がするんですけど。

室長：そのへん、一定聞かさせていただいた部分が取れるようなサンプリングをさせていただくと。

住民：前回はコアサンプル見ていただきますということになってるんですけど、サンプリング中の立ち会いもできたし、コアについても大事やし、ここはおかしいなというところも取っていただいて分析もしていただいているんです。今回もさらに見つけに行くという状況であれば、そういうのは増やしていただけるわけですね。前回以上に。

部長：今すぐにですね、予算もありますんで、むしろ逆に言えばそうやって、できるだけ皆さんのご意見をお伺いしたりとか、あるいは見に来ていただくとか、それは私大歓迎の話ですんで。

住民：サンプリングも立ち会いができるんですか、従来どおり。

部長：安全性の問題がありますが、その上でですね、大歓迎の、むしろぜひしていただきたいくらいの話ですんで。予算の話はありますけれども、決して一切考えませんなんてことを言うつもりはございません。

住民：期待しています。

住民：予算の都合があるとおっしゃるのはよく分かるので、とりあえずボーリングを上げて、まあ、だいたい1mずつ上がってくるわけですがけれども、その時に、揮発性のものであればその時に採取しないとなくなってしまう、薄くなってしまいますので、それを、どういう状態で出てくるか分かりませんが、実際に固まって出てきたものがあればそれだけを、揮発性を調べる密閉できる瓶に取るだけは取っていただいて、後でも分析ができるという、そういうことをしていただけたらありがたいなと思います。予算のこともいろいろあるのでどこまでしていただけるかは別として、取るだけはそういうのが出てきた時にきちっと取って、分析できるという状態だけは確保していただきたいなとお願いしたいんですけども。

主席参事：まあ、揮発性のものがある場合には、当然、分析については速やかに分析にかけたいと思います。

室長：はい、ということでございまして、次にいかさせていただきますとよろしいでしょうか。

の臭気、色、性状の観察に有効な試料として乾燥処理、ということでございます。先ほど、今のところで申し上げましたように、各層ずっと網羅的に分析するというのでございますので、目視で、性状で判別するという部分につきましては、これ、このあいだ言わせてもらったとおりでございますが、判別する必要がなくなるということでございます。また、先ほどご説明させていただきましたように、コアにつきましては、皆様にぜひご覧いただきたいということで考えています。

住民：これもね、先ほどの話と合ってくるんですけども、疑わしいところ、これは別個で考えるべきやと思うんですよ。あれから以降、私、前回取ってある焼却灰をテストしました。実際に電子レンジにかけてやりました。そしたら、最初レンジにかけた状態で表面が変わりました。手で完全に崩れると。崩れたやつを乾燥させたら灰色になります、真っ黒やったやつが。それを砕いたやつをもう一回レンジにかける、すると細分化します。やっぱりまだ水分残ってますんで、お互いがくっつくわけです。でも、それをもう一度かけることによってね、バラバラになる。それを拡大鏡で見ましたところ、それが焼却灰であるという証をね、ガラス玉の、まあビー玉みたいに、まん丸なやつ、透明で、そういうのが見つかりました。何個も。で、それは拡大鏡だと見つかる。目で見てても全然わかりませんね。まん丸ですよ。きれいなものですよ。ちょうど占いなんかで使いますね、こんなまあいい玉。ああいうものが見つかります。明らかに、熱が加わらなかつたらあんなものはできないです。だから、そういう見分けるといえることが可能だということで、是非とも、ダイオキシンというのは2000倍という高濃度で浸透水に出てるし、地下水にも二十何倍、三十何倍、32倍やったな。そういうものが出てます。やはり心配してるわけですね。そういうものが地下水に流れているということ、あちこちに。しかも処分場の周り、一カ所じゃなくて何カ所もありますよね、場外に。やはり、これは調べていただくことが大切やと思います。で、それ、有効であることははっきりしましたんで、私は前回も自信は持ってましたけど、今回はもひとつ自信持ってます。丸い完全な溶けたやつが見つかったと。これ、前回僕もやったんですけど見つからなかったんです。2度かけしてね、もっと細分化したら見つかるということがわかりましたんで、やはり可能であるという自信を持っております。是非ともやってもらいたいと思います。

室長：コアサンプルにつきましては、ここは、というところがございましたら、またテストしていただくということにさせていただけたらなあと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと次にいかせてもらいまして、その他のところでございます。

有害物が確認された場合は10m×10m×3mの範囲で除去するというところでございまして、異論はございません、これを基本に考えますというところでございまして、もしも、完璧にこの中の一部のみであるというようなところがございましたらね、それでもこの範囲を確実に取らなアカんと、そんなきちきちの話でもないのかなと考えてますので、これを基本に考えますと。また逆にですね、若干それを上回るようなものがあればですね、支障がある部分は12m×12m×5mというようなものでも取る必要があるかなと思っております。

それは、対策工の中である程度の位置、深さ、大きさを見て掘るわけですが、その時に、その取った隣がですね、その削った横の壁面がまだ続いているようであれば、当然そこも取っていくというようなことでございまして、答えとしましては、基本に考えます、とさせていただきます。その次でございまして、有害物の存在が確認された場合、さらに周辺を10mメッシュでボーリング調査し、有害物の有無を確認する、ということでございまして、ボーリングで見つかった場合は、その拡がりを、先ほども出ていましたように10mメッシュでボーリングして拡がりを確認するというところで、その出すものの量なり位置なり、そういうものを一定前もって知するためにこういうことをやる、これを基本に考えますということでございまして。

次のところも一緒にいかせていただこうかなと思うんですけど。

調査方法の詳細でございまして、ここに書いていただきましたように、分析は水質、ガス、含有、溶出、というこの項目について実施をするわけですが、同じようなことを書いておるかなあとも思いますが、有害物を見つけるために必要な試験を適切に実施をするというところでございまして。

それから、試料採取等を含む試験方法については、住民と協議し合意を得ること、ということでございまして、従前から言っておりますように、住民さんの意見を聞いた上で検討いただきながら、助言を踏まえて決定させていただきますということでございまして。

水質分析で、全量試験の関係でございまして、全量試験は実施します。その結果の取り扱いについては、委員会の助言を踏まえて決定したいということでございまして。6番、7番につきまして、意見交換させていただきたいなということでよろしく願います。

6番につきましては、こういうことでよろしいでしょうかね。大きさ、絶対10m×10m×3mというものでもないのかなと。調査の方法が縦に3m、横に10m×10mの間隔で調査するのが、基本的にそういう間隔で調査しますので、こういう大きさを、そこにあるのかなと特定するわけですが、実際に対策工で掘ってみたところ、これよりもっと大きいよということであれば当然横も掘りますし、深さももうちょっと深いところであれば深いところでもすし。逆に、もう取れたというところでございまして、どうしても10m×10m×3m掘らなアカんという堅いもの

でも無いかなと。掘ってみて悪いところは取ってしまうということかなと思います。10mメッシュにつきましても先ほど言いましたように範囲を調べるということでございますのでこれを基本に考えたい。これについては、よろしいでしょうか。よろしいですか。

7番につきましても、ほぼ同じような、1番2番につきましても同じようなことを言わせていただいておりますのと、全量試験につきましても実施させていただきますということでございますが、その取り扱いについては助言を踏まえて決定したいということ。このへんにつきまして、ご意見ございましたら。

住民：全量試験はやっていただけるとのことですね。

室長：はい。

住民：その後、取り扱いについて、助言を踏まえて決定します。これどういう意味ですか、具体的に。場合によっては、これ、データがなくなりますよということですか。

室長：試験しますので...

住民：なくなる状況になりますよね。

室長：こういうデータなのでどうかということにつきましては、意見を踏まえてということ。です。

住民：といたしますのは、このRD問題というのは浸透水が汚染されているという。全量試験でやってますよ。それで措置命令、改善命令をずーっとやっている、10年来。その全量試験でやったそういうデータというものを、これ、もう一回検討するということですか。今までずーっとこれでやって来たんだから、何も変更する必要はないと思います。

室長：これについては、ずーっと前から意見交換させていただいてるようでございますので、そういう、うちの思っていること、そちらのいろいろ考えていただいていること、そういう分も踏まえまして、取り扱いについて意見を聞きたい。

住民：いやいやこれは、もう県との話がついてると、私は10年来そのようにしてやってきてますけど。前の中村さんが説明があったんですが、水に関してはJIS規格のK0102で、工場排水試験法でやりますとか、そういうふうな話も、揮発性の

ものにはKの0125でやりますというふうに書かれてまして、その中には、試料は特に断らない限り全量で行うという、また、分析するときには、瓶をわざわざ攪拌して、その有害物を均等に入れるというふうに基本的にはなってますけどね。

主席参事：それを今のJISの公定法を教えてくださいましたが、それ以前の問題も今あると思います。JISにかけるまでに、水を汲んでからかけるまでの操作、こちらへんについては、全量試験という形で、いわゆる皆さんがおっしゃっている全量試験という形で、皆さんのご要望をいただいて、私どもそういう形の調査をやってきましたけれども、この出てきたデータを元にですね、これが先ほどから申しております地下水への影響度がどうなのかということについては、専門家の皆さんのご意見を伺う必要があるというふうに考えています。

住民：県の対策委員会では、意見を聞かれてないんですか。あれは、どういうことなんでしょうか。

主席参事：ですから、地下水への影響という点についてはですね、これはもう私どもとの見解が少し違っているところだと思いますので、ご意見を伺う必要があるというふうに考えております。

住民：それは、浸透水を見るのに、全量でしていただいた結果も全部、今までの調査結果を県の対策委員会でも出していただいて、その結果、どう見ていくのかということで、生活環境保全上の支障またはそのおそれの中に、きちっと、埋立廃棄物によって浸透水が汚染されて、その浸透水が地下水に漏れていってることで、有害物で地下水が汚染されていると、それが支障のおそれとして挙げられているわけですよね、きちっと。それをなんか違うようになんかこう、また次の委員会では、また一から聞くんですと言われると、やってきた事はいったい何やったんかなというふうに思うんで、そこは。

主席参事：今ほど申しましたように、分析にかける以前の問題についてですね、もう一度明らかにしておく必要があるんじゃないか。井戸から水を汲む状態、汲んで工場排水試験法なりをかけていくまでの段階について、もう少し、私どもとしては地下水への移行ということを見ると、明らかにしておく点があるというふうに考えています。

住民：わからない。もっとわかりやすく言ってください。

住民：要は、我々としては10年来やってきたことをこのまましてくださいよということなんです。

主席参事：全量試験については同じようにさせていただきますが、その評価については、ここに書いてますとおり検討委員会の専門家の皆さんのお話を伺いたい。

住民：くどいようですけれども、この件に関して環境省にも問い合わせしたんですよ。産業廃棄物課のですね。そしたら、地下水とか浸透水とか共に、原則は手を加えず、要するにろ過せずに分析してということなんで、今言うようにそれは死守してもらえ、従来どおりやと。採水方法がどうやこうやということ、今までもこれを基本にやってきたんで、いきなり今回変えますと言われても、今までのデータとの整合性もあるんでね。今回もちゃんと今までどおりにやっていただきたい。

主席参事：ですから、採水方法は今までどおりやります。で、そういった採水方法について出てきた結果がですね、その採水方法とセットで評価する必要があるというふうに考えております。

住民：何を示しているのかははっきりしてください。何を言いたいんですか。

室長：やり方については、今までどおりさせていただくと。データを決して、消してしまうというようなことではなくて。

住民：ただ、ろ過してどうかと言われると、ろ過するということは、データ的に出てこないんです。ゼロなんです。そしたらこのRD問題はなくなってしまうんでね。困ったな、いつもろ過、ろ過、言うもんでね。困ったな。10年来のことをやってほしい。

室長：全量試験については...

住民：はい、わかりました。

室長：はい、ありがとうございます。本日、目的としておりました、連絡会さんの方で作っていただきました合意できたかなという項目につきまして、意見交換させていただきました。結果を私なりに言わせていただきまして、若干違ったら言ってほしいんですけれども、別紙1につきましては、県有地化の、うちの言える限界ということをご理解いただきたいなという部分でございますが、後のことにつきまして

は、これで共通認識していただけたかなあと思っております。

それから、別紙2でございますが、「除去すべき対象となる有害廃棄物」のところ
が、2番ですね、引き続き意見交換させていただくということでございまして、3番
の特管物、環境基準以外のものにつきましては、基本と書かせていただきました。
そのへんはそういう意味も込めて書かせていただいているところですけども、環
境省あたりといろいろ聞かせていただきながら考えていくということでございます。
それから、後のところにつきましては、基本的に共通認識としていただけたかなあ
と思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

住民：どこですか？

室長：後のところずっとどうですか、だめですか。

住民：そんなんまだ話していかなあかんところあるでしょ。

室長：今までやったところです。全量試験を実施しますというところまで。サンプリング
方法からずっと、別紙2のところでございます。

住民：サンプリングの時に焼却灰ないしなんとかを見つけるために工夫はしていただ
けるんですか。なぜそういうふうなことを今していただいているかという、今回、
県は有害なものを探しにいくと積極的に言っていたところを受けて。前回
の県の対策委員会の追加調査の中でやってもらってるんです、含有、溶出。そして、
今おっしゃったみたいに3m全層でもやっていただけてますけど、3mでも分析し
ていただいているんです。その結果がどうだったかといったら出てきてないんですよ。
今おっしゃった基準を超えて溶出で出たものはないわけですよ。そのやり方と同じ
ことを、今回、方法としては網羅的に分析できるみたいなことを書いてはりますけ
れども、結果的には出てきてないから何とか探しにいてほしいということで工夫
してというか、サンプリングする前に乾かして調べてもらえないかということをお
願いしてるわけですね。それが、やっぱりこちらのそういう提案に対してもうちょ
っと違う工夫をしますよと言ってくださるんやったら、それはまた提案をお聴かせ
願いたいんですけども、何とか水に出てるんだから、今回探しにいくと言ってく
ださっているから何とか探していただきたいという思いでそういうふうに手を加え
て調べてもらえないかと。砂なのか粒子状のものなのかどうなのかということでお
願いしているわけなんで、そこは再度お願いしたいですね、本当に。前回、結果が
見つからなかったという状況なので心配してます。

部長：調査してですね、どうしてもなかったけどそれは困ると。調査したけど本当に無いのはそれはそれで良いことでありますね。ただ、あるのに発見されないということが一番問題なわけですので、それは我々徹底的に探しにいきたいという思いです。それで、前回、今のおっしゃられた乾燥して云々というのは、工技センターか琵琶センターの方に出して調べたこともあるようですので...

住民：それは後なんです。分析じゃなくて、分析に出す前にこういうダイオキシン、焼却灰なんじゃないかという可能性のあるものを採取してほしいということなんです。

部長：だから、それを全部しろということですか。

住民：全部するかどうかは、どこまでできるのかというのを含めて、そこはまた話していただいたらよいと思います。

部長：それが有効であるというのであれば、我々も検討はさせていただきます。別に言下に否定するつもりはございませんが、今まではきっと彼らの方の常識では、今までなかったことだろうと思いますので、そういうふうに、研究された方法でもありますので一切否定するというものではありませんが、ただ、やはり科学的な手法でないとなんかやっぱり通用しないことも事実ですので。一切否定するとかしないとかいうものではありません。

住民：結果の前の...

部長：ですから、発見できれば良いわけですので、我々、発見できるためにはいろんな工夫をさせていただきたい、こういうふうに思います。

住民：よろしくをお願いします。

室長：今の件につきましても工夫、検討してまいりたいということでございます。後は...

住民：ちょっと質問というか、お訊きしたいんですけど、6番の1番の「おおむね10m×10m×3mの範囲で」という、これを基本に考えますと云ってくださってる部分と、「除去すべき対象となる有害廃棄物」のところで、ここに書いてあるのは「まとも

って」存在するというので、先程こちらからの意見としては、「まとまって」というのは前回の話で県として除去の対象としますというのがお答えをいただいていたのでそう認識させてもらっていいですよ、というお話をさせてもらっているなかで、その答えでこちらはいいんですけども、ただ、本当に「まとまって」ということであれば、隣り合っとか重なり合っということですよ、「まとまって」というのは。そしたら、これやったらそれを 2 つ分除去するということですよ、除去するところは。だから、そこら辺がこちらでは基本的に考えますと言ってくださってるというのは、その前の除去すべき対象となるという部分では県として「まとまって」というのはちょっと言葉を外されて除去の対象とするという考え方ということでこちらは理解しておいたらよいのでしょうか。

室長：単位としてそういう調査をしておりますので、そういう単位として、ということで基本的に 10×10×3 というひとつの単位かなあと考えていますが、先程言いましたように広がったらそれが縦に並んだり横に並んだり、あるいはもうちょっと広がったりということがあるかもしれません。

部長：ですから、この基本と書いてるのはですね、むしろもう少し広くとった方がいいんじゃないかというときはもう少し広くとった方がいいですね、逆に本当にピンポイントにここしかないというときは何千万もかけてそれを除去するのかということがそれは当然出てきますので、それはむしろ取った方がいいというときはできるだけ広く取っていかうと、こういうものだとご理解いただきたい。

室長：ありがとうございます。

住民：ポイント的に出たときは取らない場合もあるということですね、逆に言えば。

部長：いえいえ、あまりそれ言うと誤解を招くんですが、本当にここしかない、やる前からそんなこというのもあれですが、そら、そういう場合もあり得るかもしれないけれど、逆に言えばもっと広く取った方がいいというときは取った方がいいでしょうと、こう言ってるわけです。何も後ろ向きのことを言ってるわけじゃなくてですね。

住民：そう取らせてもらったら良いですね。すいません、7番の1番でもう一回だけ確認させてもらいたいんですけど、必要な試験をというのがこの「水質試験・ガス試験・含有試験・溶出試験」ということで理解させてもらったらいいんですね。言葉が違うだけで...

室長：そうですね、言葉が違いますね。有害物を探しに行くためにガス試験をしますし、水質、含有、溶出とすべて、ここに書いていただいております試験を適切に実施したい。よろしいでしょうか。

住民：いずれ調査の計画をお作りになりますね、その時に項目とか、どの項目についてどういう試験をするとか表がありますね、それをまた見せていただけますか。

室長：はい。本日、目的としておりました、今まで話し合いさせていただきました、すれ違いの部分がまだまだあるわけですが、合意の部分につきまして、確認をさせていただきました。ここに書いている部分も、まだ合意がちょっとできてないのでまた引き続きという部分がありましたら、今後共通認識とさせていただけたらなあと思っております。これで本日の目的を、予定しておりました合意の分については確認を終わらせていただきたいということでございます。

住民：ちょっと、おさらいで今日の会議これでおしまいですか。ちょっと発言させていただきたい。毎回毎回ね、こういう細かいことの議論をやっていて絵に描いた餅というか、いつ餅を焼き始めるんだろうなという感じが毎回するんですよ。我々は調査に対して基本的に同意する方向で進んでいるのか、あるいはこんなんじゃだめだといって拒否するのか、多分、県側の人たちもはっきりしてもらいたいというふうに思っているんじゃないかなあというふうに思うんですね。毎回我々地元の中で議論しますけれども、やはりこういう具体的な項目に関する議論に時間が取られてしまって、大きなところで、まずは確認をする必要があるんじゃないかなあというふうに思っているんです。我々としては、いろんな意見があります。こういう状況では今県と合意すべきではないという意見もあれば、いや、大枠においては県と同じ気持ちであるから詰め切れないところは合意した上で詰めていこうという考え方もあります。そのへんの話です、もっとしっかりした方がいいと思うんですね。今、住民の中で議論する中で、今の県のご説明の中での調査ではだめだという意見をおっしゃっている方のひとつの考え方は、このボーリング調査では有害物は見つからない、有害物が見つからなかったときにまた原位置浄化策が復活するんじゃないかと。それを理由にね、有害物が見つからなかったから、だから、原位置浄化策でやっていけばいいんじゃないかということになっていくんじゃないかという危惧があるんです。それを払拭するためには、やはりボーリング調査ではなくて掘削調査をさせろという意見もあります。しかし、今年度予算1億8千万円という制限の中で考えたときにこれは現実的ではないという、そういう意見もあります。だから、今県が望んでいるのは今年度予算の執行だと私は理解してますが、今年度予算の執

行に関して県ができることとできないことということはある程度しっかりと大枠の方で話を提示してもらった方が、今後住民側の意見をまとめていく上でやりやすいんじゃないかなあと思うんですけれども、そのへんのところでちょっとご意見いただいて、それで住民側からも意見があるいは質問をですね、せっかくの機会ですから出す場を持ったらどうかなあと思うんですけどいかがでしょうか。

室長：はい、ありがとうございます。県としても合意を確認した上で1日も早く全体の合意をいただきたいなあという意味でこのようにさせていただきましたけれども、そういう議論をさせていただくのはうちとしても非常にありがたいと思います。

部長：今、お話があった件でございますが、知事の方も記者会見で申し上げてるんですが、まず調査をさせていただきたいということをお願いしているわけですし、今年1億8千万のうちの1億6千万程が調査費という、非常に財政状況厳しい中でも必ず今年はやってくれということで、全体で1億8千万あるわけなんですけど、とにかく1日も早くやってくれということで議会の方でもお認めをいただいているわけですので、とにかく私どもの願いは、まずは調査にかからせていただきたい。今、いろんな見解の中で調査についてそれほど大きな隔たりはないんじゃないかとかうございましたし、逆に除去の話についてはまだまだこれから話し合いをしないといけないこともあるなあという印象を持っておりますので、それについては引き続き話し合いをさせていただくと、こういうふうな形で皆さん方のご理解いただけないかというのが我々の思いでございます。むしろ、今そういうご意見がございましたので、もしこの件についてお話し合いできるのであれば是非させていただきたいと思います。

住民：今ね、6自治会の統一した見解を作るというのは、たいへん、連立政権ではないんですけども、まさか政党ではないですから、でも6つのそれぞれの自主的な団体が調整するというのもものすごく時間がかかるんですよ。県側としては、6自治会のまとまった形でないと住民の同意、合意が得られたというふうに考えられないですか。例えば、6自治会のうちですね、個別に交渉して合意を取り付けていくというやり方も当然あると思うんですけれども、それは考えられる話ですか。

部長：断定的にですね、こういうやり方でないと、というのは今のところまだ案があるわけではありませんが、できるだけ皆さんのご理解をいただきたいというものはありますが、ただこれ、どんどんどんどん調査が遅れますと当然地下水の影響というふうなことが懸念されるというわけですので一日も早くしたいというものでございます。それとあと、先程ちょっとありました掘削しての調査云々ということにな

りますと、これは今年度の予算の中にもまったくそれは入っていないということもございまして、当然そういったことになりまして近隣の集落の中からまた新たなご理解をいただくというような作業も出てくるんだろうと、このように思っております。

住民：これね、この前の知事のね、5月19日の新聞にもありましたけど、周辺自治会の納得をもらいになるということをおっしゃってます。今日もね、同じような形で周辺自治会の納得を得たいと、合意を得たいということなんですけど、先程の大枠の話にもかかりますが、県の方としては周辺自治会というのはこの6自治会、7自治会ですね、このことを言っておられるのか、どういう具合に考えておられるのかということをお訊きたいのと、それと例えば我々がね、合意したと、その場合、予算の執行にかかっていられるのかどうか、それと同時に、市の方も今日来ておられますしね、我々が同意したら、これは周辺自治会の同意が即ね、市民の、栗東市の合意になるのか、また県の方の合意にもなるのか。周辺の自治会だけの合意だけではあまりにもこれは責任が重たいんですよ。我々は自治会を代表して出てきてるんですけど、当然我々だけの判断ではできませんのでこれは自治会に持って帰って住民の皆さんの意見を聞かなければならないんですよ。と同時に、正木部長の方からも言っておられましたけど、予算執行に税金を使われるということをおっしゃっておられますけど、税金は我々も払ってるんですし栗東市民も払ってますしね、県にも払っておるんですよ。これは栗東市だけの問題でなしに、あの地下水の汚染されたやつは琵琶湖に行くんですよ。それに対して他の市町村というんでしょうかね、県民全体がね、負担するのはこれは当然じゃないんですか。なぜそこらへんのところを、栗東市または周辺自治会のために税金を使うというような議論をおっしゃるのは、これは適切ではないんじゃないかと思うんですけどね、その点はいかがですか。

部長：私はそのようなことを決して申しあげてるわけじゃなくて、まずこれまで10年以上にわたって7自治会とこうやって話し合いをさせていただいてきましたので、知事も申しあげているのはそうした自治会の皆さんとの合意は必要だと、こういうふうに申しあげている。しかし、当然調査に入っていくとなれば地元の栗東市さんのご理解、これは絶対不可欠になったと思います。それなしにそれはなかなかできることじゃないという。

住民：地元というのはどの範囲を指しているのですか。周辺自治会のことですか。

部長：というより、今までは周辺7自治会と話をさせていただきましたので、これ1

0年以上にわたってさせていただいてるわけですので、そのご理解というのは必要だと、こういう、当然、認識があるわけですね。これと同時に、むしろ場合によってはそれ以上にですね、栗東市さんのご理解というのがなかったらですね、この後、地元の栗東市さんのご理解がなかったらこれできないわけですので、当然それが必要になってくるだろうというように...

住民：ちょっとね、栗東市の方に訊きたいんですけどね、我々が同意したら栗東市民としてこれ同意したと、予算を執行していいという形でとらえていいんですか。

乾澤部長（栗東市）：予算の執行は、県の方で...

住民：県の方でね、我々が同意したら栗東市民も同意したということになるんですか。

乾澤部長（栗東市）：市としましたらね、今までの議論というのは周辺の7自治会ですうっとされてきた。そういったところの、今後OKという形になったときにですね、市はやはり議会の方ですね、昨年1月に議会の議決を経て市の判断をさせていただきましたので、当然その、議会とも十分協議をさせていただくということになります。市長としましては、いったん昨年1月に判断しておりますので、それ以上のそのことをしていただくことについてはむしろ喜ばしいことと、こういうコメントをしております。十分議会とも協議させていただきます。

住民：これ私疑問があるわけです。住民というのはどの範囲を指すんですか。これ、我々出てきてる周辺自治会なのか、栗東市なのか、ひいては県なのかね、場合によっては近畿全体になりますよね、琵琶湖が汚染されましたら。そこらへんが、先程おっしゃられた根本的な問題がね、私正直言いまして今年から来ましたので、こういう細かい技術的なことはわかりません。ただ、もとを考えた場合に何が根本なのかを考えるべきじゃないかなあと思う。もちろん、予算の執行もありますし、調査をしなければならぬと思うんですけどね、もっともっと基本的なところの合意が必要じゃないかなあと思うんですけどね。その一番単純な疑問が、住民というのが誰を指しているのかね、どの範囲なのかというのがわからない。

部長：ですから、これまでこうして真摯にお互いに話し合いをしてまいりましたので、その中で理解なしにどんどん進むというのは適当でないというのが県の判断でもありますので、まず7自治会のご理解をいただきたいと、こう思っているわけですね。でも、その次にどんどん進めていこうと思えばですね、当然栗東市さんのご理解も要りますし、あるいは県の方でも県民の代表である議会のご理解というのは当然必

要になってまいるわけですので、そういうプロセスで進んでいくんだらうというふうに私は...

住民：私はね、議会とかそういうのを言ってるんじゃないですよ。その住民というのは、この周辺自治会が例えば合意しました、それが即予算の執行に繋がる、もちろん議会を通してですよ。住民というのはどの範囲を指しておられるのかね、それが知りたいんですよ。この周辺の7自治会なのか、栗東市民なのか、広く考えるのなら滋賀県民なのかね。どのレベルを考えてイメージされておられるのかね。先程から嘉田知事さんも住民の合意とか言っておられますけどね、住民というのは...

部長：はい、ですから逆に言えばもっとうちも関係あるという自治会もあるだろうと思うんですね。例えば、私なんか隣の市に住んでおりますけど、車で行ったら大して変わらないくらいのところに住んでおりますので、いや私のところも関係ある、と言ったら関係あるかもしれませんし。ただそれを言いかけるときりのない話になりますから。ただ、これまでは7自治会とこうやってお話し合いをしてきましたので、まずその皆さんのご理解を得たらと、こう思っているわけなんですけど、その次のステップとしたら、ステップと言うよりもむしろ当然に栗東市さんとも連携して我々もやっている話ですので、栗東市さんあるいは県議会での、県議会というのは要は住民の代表ですのでその方の理解がなければこれ進められない、これは当然の話だろうと思います。ですから、誰がというのは、7自治会とこれまでもこうして話し合いをさせていただいておりますので、まずそれもないのにというのはいかがなものか、というのがまず前提にあるわけです。理解という意味では、当然に栗東市さん、県議会、そうしたところの理解が必要になるというふうに思っています。

住民：7自治会の次のステップの住民というのは考えておられないんですか。

部長：それをどんどんどんどん拡げて、じゃ次の近隣の自治会に話をしてたら、いつまで経っても進まない話ですし。ですからその次は栗東市さん、あるいは県とですね、十分協議をして進めるということになろうかと思えます。

住民：じゃあ最後なんですか。7自治会の住民が合意したら、県として考えておられるのは住民が合意したと、そういう拡大解釈にとられるわけですね。

部長：住民が合意したというよりですね、県は県として責任を持ってやらなきゃいけませんし、県としての判断をしなければなりませんので、ただ、7自治会の皆さんとはこれまでも議論してきたわけですので、そこであまり中途半端なことをしな

いでやはり一定のご理解をいただいた上で進もうと、こういうものであってですね、最終的にはこれは県が責任を持ってとにかく判断をするしかないわけですし、当然その時には栗東市さんと相談をさせていただいて、地元がそんなのはまずいというのを県が強引にできるのかというのはこれはできない話だろうと思うんですね。やはり住民の皆さんと一番密接に繋がっておられるのは栗東市さんの方ですので、最終的には県、栗東市が再度協議をしてですね、最終的な判断をしていくということになるわけです。

住民：今更言ってもしょうがないですね。本来はこれ、考える会があってね、そして10年間ずっと話してきたわけですよ。だけど、昨年この考える会を排除して、地域住民、7自治会と話し合おうというふうにして、切ってしまったわけですね。それにはかなり抵抗あると思いますよ。私が言ってもしょうがないけど。これは県が決めたことやから。それでみんなが納得するかどうかはちょっとわかりませんがね、他の方々ね。

住民：良いですか。今、県の側が住民側に問いかけられているのは、今年度の予算の執行という枠の中での話ですね。だから、1億8千万円の枠の話ですよ。調査っていうものは、今年度限りというふうに我々は認識したらいいですか。それとも来年度予算で、これだけでは我々には調査は十分に納得いかないの、もう少し調査を来年度まで予算取ってやってほしいとかね、そういうような要望は可能ですか。

部長：それはですね、絶対に否定するつもりはないわけなんですけど、ただ、今年度予算をせっかく厳しい中でも付けてもらっているのに、いきなり執行もしてないうちから補正予算の話なんてとても言えませんのであれなんですけど、私の心情的には調査はきっちりしてその上でしっかり除去するものは除去するというのは基本だと思ってますので、逆に言えば、それの方が税金も有効に使えますし、やはり調査をしっかりやった方がいいだろうと思っております。それは決して否定するものではありませんが、ただ、なかなか何もしてないうちから補正予算の話なんてとても言えるような状況ではないものですから、ちょっとそれだけのご理解いただきたいと思っております。

住民：そうすると、まず我々は1億8千万円の使い道に対してある程度同意があって、でも、ここでは不十分なので補正予算なり来年度予算なりという調査のことについても併せてお願いしたい、という形で返答することは可能ですか。

部長：それは、決して私がすぐここで出してもいいと、そんなことはできませんが、

要望いただくことについては。

住民：問題ないわけですね。この際ですから、自治会長さんいろいろ基本的なことを聞いた方が話が早いと私は思うんですけども。具体的な調査の方法についての議論ばかりで大枠の話ができてないので。そういう観点からのご意見を出した方がいいんじゃないでしょうか。

住民：すみません。 の事例なんですけれども、先だって11時過ぎまでやったんですけど、一番 で問題となったのは、ボーリングではまあ見つからんだろうという、あれが出たんです。それで相当時間をくいまして、いろいろ話が出たんですけどね、最終的に6自治会として見解を作っていたいたんですけれども、ちょっとした文言を付け加えてくれということで、昨日、一応案内していただいた方に渡したんです。その中で、見つからなかったらそれで終わるんだという心配してるわけなんです。それで、我々6自治会長なんですけれども、合意して調査するなど、調査で無かったということになったときに22年度の自治会長が判を押しよったということを言われることが一番私は心配なんです。その為にもですね、見解を出さずと思いますけれども、対策工に入る前に掘削調査を、元従業員の証言にあるところを、何箇所かあると聞いてます。3箇所か4箇所ですね。全部掘れとは言ってませんのでね。その箇所の、あるようなところを掘削調査をしていただいて、なかったら住民は納得ですのでね、何にも問題はない。それでも、私は合意することについてはですね、もう合意してしまったらもうおしまいやということも、もう聞いていますのでね。それをちょっと、疑ったわけなんですよ。

住民：元々、県は1月23日に対策工の対応案を出されて、3月中に、先程話題になってるんですが、この2年間は周辺自治会を中心に意見交換をしています。そこへの我々の意見はどうかというのを求めておられます。それに対して私どもは、県の1月23日の案に対して、その後、質問を出しながら年度を越して、今年度になってもですね、できるだけ多く我々の疑問に答えてもらいたいということで質問事項を出しながら回答してもらってます。で、こういう場を、今年度になってもこれで3回、2回目かな？持ってもらっていると、3回目ですね。という形で進んでますね。したがって、県の思いがどこにあるのかを聞きたいわけなんです、3月が過ぎてこの時期になったと、予算が昨年度盛られた、何とか調査を執行に移したいとの思いをもっておられるように受け賜るんですが、感じるんですが、いったいいつまでに我々の同意を、OKを取るのを求めておられるのかわかれば教えていただきたい。で、我々側からいうと、いくつかの質問をしています。今日もやはり、有害物の除去にかかわる問題で、これは将来にわたりましてこれは、対策工に関わっ

てきますので、調査といいながらね、でもそこでやっぱりもう少し疑念が出ている。我々は、それを知りながら我々周辺自治会連絡会として、もう一回会議を持たんならん、これを受けてどうやる、いいねやろうか、県の思いはこうやけれども、もう一回質問、会議をもってもらいたいと思う、こんな話をいろいろしていかならん。今ここで答えを求められても我々は答えられない。そういう意味で、まず、いったいつ頃までと思っておられるのか、噂では6月県議会がどうのとかいろいろ聞いたりしますし、知事選も後ろに控えとるしどうやろうと、いろんな噂が飛び交っているんですけど、我々としては、やっぱり、後に禍根を残さないような形で、疑問点を、現時点ではわからない、調査に入るに当たって解決しておきたい問題を解決しながら、それに対して何らかの意志表示をせなならんと思っております。しかもそれは、私の思いは、個々の自治会が一昨年のようにバラバラに県に対して答えを言うんじゃないくて、6自治会なり、7自治会が一致した意見として申し上げるべきだというのが**です。まず、質問に答えてもらってから、私の意見はそういうことです。

部長：先程のまず、掘削調査にお答えしますとですね、掘削調査については、いわゆる一般的にボーリング調査が標準的な手法というようになっているだろうと思うんですね。ですから、それでさせていただきますよと、これがいろんな環境省なんかのものを見てもですね、まずボーリング調査というのが先に出てるといような、掘削調査を絶対に否定するとかいうものではないだろうと思うんですが。ただ、一つですね、掘削調査をする場合、もし仮に、25mとか30mというような穴を掘ろうと思いますと、今、従前RDが倒産する前であればですね、あれは一回、大きな掘削をされたことがあると思うんですが、あの時であれば、掘削した土を外へ搬出する必要はなかったわけですね。そのまま、また埋め戻すということが可能だったんですが、今回、今はもうあそこは、処分場の許可がもう取り消されておりますので、あそこを掘削したら、その土は、直ちにそれは、外の処分場に持って行って処分しなければいけない、こういう形になります。そうしますと、きっと、もし25mとか30mとか掘ってするということになれば、きっと10億単位のお金がいる、いわゆるちょっとしたドームくらいのものを搬出をするといような形になるだろうと思えます。果たしてそれが、本当にご理解いただける、議会なんかでもそのことがご理解いただけるのか、あるいは逆に周辺の自治会でも、他にもあるわけですので、それが当然、残念ながらある程度の悪臭といったものも出てくるわけですので、それがご理解をいただけるのかというのは、私も過去のいろんな経過を見ても、それも大変難しい話だろうと、こういう印象を持っております。ですから、絶対に否定するとかいうものではありませんが、ただ、じゃあ掘削調査しますよとか、そんなこと軽々にはとても申し上げられるものではございません。ですか

ら、逆に言えばボーリング調査をして、もし疑いが非常に濃厚だというのであれば、ぜひ、それは対策工事のところ、その所のできるだけ除去をする方向で考えていたらいいのではないかと。我々は何も出さないとか言ってるわけではなく、まさに見つけて除去したいというのが我々の考え方なわけですので、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

もう一つ、いつまでに同意が、というのは、もちろん、これ議会で予算等はお認めをいただいているわけですので、私どもは執行部の人間ですので、当然その議会のご判断ということに左右されるわけなんですが、6月議会が始まるのは事実でございます。きっと、私はまな板の鯉のようになるだろうと思いますが、そんなことはどうでもいいんですが、いつまでにというのは、もうまさに、前のこの予算をお認めをいただくときも、執行部の方が3月までには何とか皆さんのご理解をいただいていることを申し上げているものですので、いつまでにとはなかなか言いにくい面はありますが、まさに、期限は過ぎてると、こういうふうに厳しくご意見が出てくるだろうなというふうには思っております。それと、いつまでにというよりも、地下水のことを考えれば、一日も早く調査にかからせていただきたいなというのが思いでございます。

住民：今の、掘削した土は、掘った分は埋められないわけですか？許可が取り消されたので。

部長：基本的にこれは処分場への、ここらへんですと大阪なり、甲賀なり、三重県の方に大きな処分場があるんですが、そういうふうなところへ搬出をしていくという形になります。いわゆる、もう一回元へ戻すということはできませんので。前の時ですと、大きな穴を掘ってもm³が何百円位で掘れるそうなので、きっと大穴を掘っても何千万とかいう単位でできたんだろうと思いますが、今度は、搬出ということになりますと何万円という単位になってきますので、いわゆる、単位が全然違ってくるということになります。

住民：今の説明を聞いてまして納得いかないんですけども、掘削して調査します。掘削した廃棄物は全量を外部へ持ちださないといかんというように聞き取れるんですけど、そんなことはないと思いますよ。分別して悪いものは外部へ出せばいいわけけれども、処分場が廃止されているから元へ戻せない、法的にできないと。それは前の深掘り箇所掘削したときも処分場は廃止されていました。元へ戻してるんですよ。それは矛盾しますよ。そんな馬鹿な、そういう理由でもってできないというのは。

室長：許可の話になりますと、施設の許可はあのときにはあったわけでございますので、処分場としてのそこに置いておくことが適法にできたということでございます。今度は処分場でなくなってしまっておりますので、そこに県が埋め戻すことについては、法的に違法な行為になるわけです。おっしゃったように、大丈夫なものは戻せるということでございますけど、例えば、コンクリート殻あたりはですね、例えば、くだいて、埋め戻し材として埋めるというようなことはできるかなという部分はありますが、どちらにしても選別してですね、有害な土については検査して大丈夫であれば、埋め戻す事になるかもわかりませんが、出した土を検査してどの部分が良いのか悪いのかなかなか難しいので、現実的にはそういうコンクリート殻みたいな、明確に簡単に選別できるもの以外は搬出するということになるということでございます。だから、いずれにいたしましてもとも、今の予算とかいうような金銭的なことという、そういうことになるわけでございます。

住民：ついでにお尋ねしますけれども、ボーリング調査ですね、ボーリングをまずやるとおっしゃいます。そこである程度わかったら掘削だという話になっていくんだと思うんですが、過去のボーリング調査では、有害性が立証されたことがないんですね、溶質試験や含有試験で。やはりね、今までドラム缶が出た位置でも、事前の調査ではわからなかったんです。それで初めて証言者のいうところを重機で掘削して初めて出たんです。それで、まだ証言者が埋めたと言ってる箇所があるわけなんですよ。そこをですね、やはり、調査、安全性の確認ということをやったり、県は承知してるわけですから、それは確実にやらないといかんのと違います？

部長：ですから調査はおおいにするというのが我々の考え方ですので、例えばボーリング調査だって、30m、10mと言っておりますが、これはどうも非常に怪しいなと思えばそこをさらに調査するということは、別になんら私は否定するつもりはありませんし、まさに、先程の予算の話がありましたが、予算を取ってでもきっちりしたらいいのだろうと思えますし、それで次に対策工の中できっちりそれは除去したらいいのではないかと、そういう考え方です。

住民：それはですね、ボーリング調査では過去ね、わからないんですよ、実際に。そして、重機で掘ったら出ると、証言者が言ってる場所なんですよ。それでは絶対に除去調査はできないんですか？掘削調査は。

部長：基本的にまずボーリング調査をさせていただいてというふうに思っております。

住民：それでわからないんですよ。今までやった例では。

部長：ただ、それを言われるとですね、全国でいろいろやっているのは、みな、おかしな調査なのかということにもなってしまわないかと。やっぱり、ボーリング調査でしておられると思うんです。ですから別に何も、非常に確率が高くてですね、少し掘ればすぐ出てくるというのであれば、それは掘削調査もありうるんだろうと思いますが、先程申しましたように、果たして、10億、20億も使って掘削するのかと、それで出なかったらどうするんだと、これも当然ありますよね。私はそれを申し上げてるだけです。ですから、間違いなくこれは確実だと、むしろ逆に言うと、確実だというようなところであれば、対策工でやれば国の方から半分は補助が出るわけですので。

住民：まず、ボーリング調査で浮遊物がないというところを対策できますの？

部長：本当にあって、見つからないというのと、本当に無くて見つからないというのと2つあるんだろうと思いますね。ですから、とにかく見つけに行くためにこまめにボーリング調査をいろいろやろうと、あるいは、私はケーシング調査くらいだったら、やったら良いと思います。そういったことも、掘削調査の一つだろうと思います。ただ今はそれは予算まで見ておりませんので、断定できるものではありませんが、非常に確率が高いというのであれば、それも調査の手法だろうと思います。別に否定するものではありません。ただ、今は予算の裏付けも何もないのですね、一部長くらいで、偉そうにとても言えるものではありませんので、それはなかなか申し上げられないのですが。

住民：後で自治会ともう一度、話し合いをさせていただきたいと思いますが、当自治会としましては、自治会長が言ったとおり、それは許せないですよ。そちらの基本的なスタンスやろうと、これが。当自治会ではですね、そういうふうに言っておりますので、そのへんを6自治会でも取り上げてもらって、やるという方向でお願いしておりますので、また改めてそれについては話をしてください。

室長：はい、今、連絡会からいただいております、今は合意というものじゃない部分で、別紙3というのをいただいておりますが、ここに、掘削調査と書いていただいているのがそういう意味かなということでございます。

住民：この際、いろんな人に意見を出してもらって。

室長：どうぞ。

住民：今の意見と関連があると思いますけれども、ほんまに単純な質問なんですけれども、今までも調査をされててあまり有害物が見つからなかったという話なんですけど、今回はできるだけ有害物を出していくということで、前以上の調査をされると思います。それでもですね、それでもやはり見つからないと、見つからなかったと、そういう場合はどういう形になるんですか。先程、後ろの方が言われたみたいに、現位置浄化策ですかね。前、県が出されてた、あういうような形になるのか、前の時にも出てたと思いますけれども、鉛ですね、粘土で覆いがしてあるというようなものについては、あきらかに有害物やと思うんですけど、こういうものを出してもらえるのか、そこらあたりはどうなんですか？

部長：とにかく、私どもも今回の調査ですね、有害物をとにかく見つけに行くというそのつもりでありますので、あんまり探しても見つからないというのを想定せずにですね、とにかく探しにという方針で臨みたいと思います。あんまり今から予断をもって見つからなかった場合という、これも変な話でございますので、ぜひ見つけに行く、そういう考え方で臨みたいというふうに思います。

住民：まあ、それはわかるんですけど、最悪の場合を考えて、実際に見つからない可能性も高いような感じで思うんですよ。そうした場合に、また来年度もまた調査していくとか、そこらがどういう形、可能性としては、見つかるという可能性もありますけど、反対に見つからないという可能性もあると思うんですよ。そうした場合にうちの、
ですけれども、今度30日に自治会の総会があるんです、で実際、今の状況を知らせていくことになると思うんです。役員会では話してますけど、現に2月からずっと、どういう状況かということ、回覧等では、緊急対策の焼却炉のあれは知っておられますけれども、今どういう状況になっているのかはわからないし、実際に調査のそういう話はしていきますけど、知っておられる方でしたら、今までの調査・方法でも見つからなかったということになったら、その場合にどういふふうにするのかという質問が出てくると思うんです。そうした場合に、県の方は見つける方法でやっていくということ、どちらもそういうようなことを言いますが、それでは住民の方は今までずっと待っておられますし、好意的に話してても、いつまでやってるんや、という感じの意見もあるんですよ。できるだけ早く進めてもらいたいんですけど、実際に調査に入ってしまった場合に、見つからなかったらどういう形でやっていくのかという形を言ってもらわないと、見つかるように努力しますという形でなしに、見つからなかったら次にはこういうことをやっていくという形で、手順を踏んでやっていかないことには進んでいかないと思いますので。

住民：今おっしゃったのと同じことなんですけど、この別紙3の3番の対策工法の6番、これ「浸透水が水質基準を超えてる状況において、ボーリング調査で有害物が確認できなかった場合は、詳細調査」なりね、そういうことをやるということを、はっきり明記していただきたい。そうじゃないとね、浸透水を超えているのに、全然見つからなかった、はい終わりですよでは、皆、納得しないですよ。やっぱりそういう状況はわかっているんだから、どこかから出てる。

住民：自治会のね、一般の自治会員さんに説明できないんですよ。それで、自治会長がそんなにいい加減なことで合意の捺印ができないと、非常に苦悶しているわけですよ。責任があるわけですからね、それを合意するというのはね。

部長：私どものやるやり方が一般のレベルより低いとか、環境省等がやってるやり方等に反してるとか何とかいうのならともかくですが、少なくともそれ以上のやり方なんだろうと私、理解しておりますので、やはり、その有害物を見つけて除去するというのを我々は申し上げているわけですので、それを信頼していただく、ぜひ信頼していただきたいと思っております。また、その為に、今回はできるだけボーリング調査もきめ細やかにさせていただきたいと、そういうふうに思いますし、その中で特に怪しいようなところが出てくれば、それは詳細にやったらいいんだと、私も当然そういうように思っておりますし、ただ、先程から申し上げますように、まだ何もしてないうちに、じゃあ次の話なんていうことは、私も言えないので、その点をご理解いただきたいと思います。

住民：ちょっと、もういっぺん確認したいんだけど、ボーリング調査が出てますが、その中で一箇所だけでもいいからケーシング調査をしようというのは、述べてますか？

室長：先程、部長が申しましたように、ボーリングということで予算を取っているところから、すぐに検討はさせていただけないかなと思うんですけど、検討をさせていただきたいと思います。

住民：ということは、掘削はダメという判断をしていいんですね。

部長：掘削はダメ...

住民：掘削調査は...

部長：ケーシングの掘削なんですか？

住民：いや、そうなんだけど、 さんの言ってる掘削調査...

部長：いわゆる、10億単位でお金がかかるようなことですね、それを今すぐ調査しろと言われてもですね、これは到底、私も無理だろうと、予算確保も無理だろうと思いますので。私が思っておりますのは、これは今、まだ、ケーシングの予算で確保できてるわけではありませんし、私らの甲斐性で大丈夫ですなんてことは言えませんが、ただ、見つけにいくというのが我々の方針でありますので、ここは非常に、はっきり言えば怪しいなと思うところがあれば、ケーシング調査というの、我々は充分検討できるだろうというふうに思っています。そのために、予算確保ということも一生懸命やらせていただきたいと。ただ、なにせ厳しい財政事情のなかであります、ケーシング調査は確か、あれは数千万単位の経費がかかるだろうと思いますが、到底、私が今、大丈夫ですと言える甲斐性を超えておりますのであれですが、そうしたところがあればですね、検討させていただきたいというふうに思います。

住民：ドラム缶やけどね、元従業員が、あれに書いてるのを読んだら、2000本とか3000本とか入っていると、たぶん、液体の付く廃棄物なんやかんやといろいろあると思うんですね。だから、ドラム缶は密封してるんですね。だから、腐食したら出てくるとは思いますけれども、密封して腐食しなかったら、入ったままですわね。だから、そのまま、管理物をボーリングで探したって出てこないんじゃないかな。

部長：今のお話ですと、ドラム缶がそのままの形であるという前提ですね。その場合ですと、今言いましたボーリングすればそこは突き抜けていくわけですので、むしろ、それはそういう形であれば、もっとわかりやすいのではないかと。

住民：それはいいけどね。たくさんのはね、いろんなものが入ってるんです。それを一箇所だけ突き抜けて、それはもう、これは油とすると。それでは判断はできないですよ。ドラム缶そのもの、いろんなものがたくさんはいて...

部長：わかります。ですから、むしろそういうのにヒットすればですね、当然そこを集中的に調査をするということになるんです。

住民：それはヒットすればいいけどね...

部長：はい。

住民：ただの水分だけやったとか。

部長：またそれが、そこから流出したものがさらに下の方にあるでしょうから、それでわかるのではないかと思います。もうそれが完全にもう地下水に流れてしまってますね、もうどこかに行ってしまうというのであれば、もうそれはわからないかもしれませんが、ただ、そうすると、地下水に流れて拡散してしまっているというのであれば、もう極端に言えば手の打ちようがないという話になってしまいますし。

住民：ドラム缶ね、100本ありますわね。その一本だけ突き抜けてあった、それを調べると。あと、99本はそれと同じものが入ってないでしょう。こっちはシンナーがあるし、灰があるし、廃油があるし、だから1本だけ穴あけたって、あとの99本は何が入ってるかわからないですよ。

部長：ですから、もしそういう所に当たった場合では、むしろ、今、30m10mメッシュで云々と言っていますが、むしろ、そういうふうな所であれば、もうそこは集中的に調査にかかるということになると思うんです。ですから逆に言えば、極端に言えば1mおきでもボーリングしたらいいわけですし、それか、逆に言えば、いくらボーリングしてもただの土しかまったく出ないと、何にもないようなところを何本も掘っても意味のない話ですが、そこをむしろ、そういうことになれば、重点的にするということになります。

住民：私の言いたいのはですね、その点で、ドラム缶を入れたという箇所を、県が聞き取り調査で聞いておられて公表しておられるんですね。県は把握しておられる。これではもう確かに入れた人が入れたと言うてるのやから、あると思ってるんです。そしたらそれを実際にあるかないか、確認をして欲しい、きちんと。あれば、出して欲しい、それを言ってるんですよ。見つからないと言ってほっとかれたら、それはもう無いことになりますわね。入れたと言ってるのに本当に無いんやったら無いと、入れたところを掘って確認して「ありませんよ」と、「あれは間違いでした」というように言ってもらえれば皆安心するじゃないですか。入れたと言ってる人がいるのに、調査もしないでほっとくというのは、これはいけませんよ。

室長：今まで、ある可能性が高いと思われる証言の場所は、意見を聞きながら、掘削なりあるいはケーシングで、一応、確率の高い所を19年度に調査したと。ほったらかしということではないということとはちょっとご理解いただきたいなど。ただ、

もっとあるよと、もっとここがというのが、今までやってないところであるということであれば、そこでボーリングを集中的にやるとかですね、そういう方法もあるかなという思いです。

住民：だからね、そういう調査では出てこないんですよ。調査したとおっしゃるけれども。

住民：周辺自治会の中でもその話が出ていました。で、　　さんのおっしゃるには、県が地図に落として、場所が特定できてるはずやおっしゃるわけです。で実際、県としては、従業員の証言に基づいて、例えばドラム缶1000本がこの位置に埋められているんやということは把握されてるんですか？

室長：地図に書いていただいている、その位置について前に掘ってみたというところで、今までに何本も出てますけれども、そういう所を掘って出てくるドラム缶ということで、ご認識いただいたと思います。1000本あるかと...

住民：1000本埋めたという証言がありました...

室長：証言的にはどこを掘っても、今のような...

住民：それを　　さんがおっしゃるには、県がすべて地図に落として、何がどこに埋めてあるかというのは、県側がきちと従業員の証言を基に地図に落とし込んで県は把握してるはずだと。場所がわかってるんだから、ここはボーリング調査なんて無駄な金使わなくても、掘っちゃって出しちゃえばという話でね、本当に県がきちと総体に把握してるかどうかを訊きたいんです。

室長：言葉的には1000本という証言があったと認識してますけれども、それがここやという場所の特定はなかなかできてないのかなと、で、うちが持ってる場所の情報については共有をさせていただいているのかなと。うちだけが持つ、うちに留めている情報はないです。これは、情報として持っていただく方がいらっしゃいますので、また、それは共有させていただきたいなと思ってます。まだ確率の高いところ、まだ手つかずの所はもうないのかなと思います。まだ可能性のある所ということなら断言はできませんけれども、ほったらかしになっているという状況ではないということで、ご認識いただきたいと思います。

住民：おっしゃることね、もう一つ納得できないんですよ。

住民：　　さんは、県は把握してるとおっしゃってるじゃないですか。何を根拠におっしゃってるんですか？　　さんが**じゃなくて、県は把握してるんやと、把握してるからボーリングみたいな無駄なことせんと、掘削してしちゃえばいいとおっしゃいましたよね。今、県に確認したら、県はまだできてないと。　　さんは何を根拠に県が把握してるとおっしゃてるんですか？

住民：県が公表した図面があるんですけど...

住民：県が公表したということは、県が把握しているから公表したということですか？

住民：そうです。

住民：でも県側としては、すべてが把握できてるわけではないというご発言ですよ。

室長：はい、うちで留めてて、そちらへ渡せてない情報は、場所的なものは何もないと思います。

住民：これであかんというのであれば、もっとしっかりした情報...

住民：だから、そのために今回調査をするわけでしょ。特に従業員の証言があつて最も疑わしい場所については、詳しく調査するとまで県が言っているわけですから。

住民：一般のね、自治会員が...

住民：それでは納得できないんですか？

住民：今言われたドラム缶を調べるのに手つかずの所はないっていうふうにおっしゃて、そうなんですか？

室長：いやいや、確率の高いところは掘らせていただいたと。手つかずの所はないというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、私どももドラム缶を掘るについては見つけるつもりで掘っておりましたので、そのへんはご理解いただきたいなど。

住民：いやいや、それは違う。焼却炉の周辺のドラム缶を埋めたという証言のところを掘ったけど、5 mしか掘ってない。証言では22 ~ 23 m下にあるというのに5

mしか掘ってない。そこだけは言うことが違う。

室長：私、その時いなかったのであまりあれですが、5 m掘って出てきた付近をまた掘ってですね、その下の地層なり、そこに埋まった廃棄物の年代なり、そういうものを見ながら、掘れば掘るほど時間がかかりますので、ある程度のもの判断をさせていただいたということでございます。その時の...

部長：今、おっしゃられた事は、私も聞いておりますので、逆に今回ボーリング調査する時には、ぜひそこをポイントに入れてしっかり調査させていただきたいと、そういうふうに思います。

室長：それは全然否定していることではございませんので。

住民：全部調べたと言うからね。証言の所は全部調べたと言うから、違うよと。

室長：そういう、一定の判断をもってそこでやめたという事実があって、そこにもっと下にあるんじゃないかという意見を持っておられることは私も認識しておりまして、そこにあるかということも考慮しながら、また、位置選定の中で選んでいったらいいと思っています。

部長：一つには、私も伝聞的なことしか知らないんですけど、1000本埋めたとか、2000本あったとかいう、こういうふうな話もあると聞くんですが、1000本とか2000本とかいうともものすごい量になるわけです。それを埋めたとおっしゃられる方は、えらい簡単におっしゃるなあと思いますが、それは当然、民事とか刑事とかといった責任の問題もこれあるわけですので、そんなに簡単に言える話でもないんだと思うんですが、逆に言うと、1000本2000本というんだったら、ある程度、場所が相当広範囲でしょうから、そこそこはわかってるんじゃないかと思うんですが、ただ、そうした話があって、まだ完璧というわけじゃありませんので、それはそうした証言も充分参考にさせていただきながら、ボーリング調査をさせていただく、そういうふうに思っております。

住民：膨大な場所はいらんのや。ユンボでつぶしては上へ重ねていってるからね。体積的にはそんなに要らんわね。

住民：入れたという証言がある限り、根本解決はやはり掘らないと、無いという証明をしてくれないと、いつまでたってもそれは、まだあるんやと皆思うわけです。無

いという証明をしてください、そしたら。

住民：時間も遅いので、確認をいくつかしたいんですが、一番最初に私が言いましたように、住民の中には、今回のボーリング調査で有害物が見つからないのではないかと、見つからなかった時に、また現位置浄化策が復活してしまっていて、そして対策工が決定してしまうのではないかと、そのことを考えると、この調査にも、同意になかなか二の足を踏む、そういう思いがあるんですよ。ですけども、今、少しやり取りをした中でいくらかわかってきたことがあって、まず今回の初期の条件として、1億8千万円のお金しかないわけだから、そこでやれることしかできないということがまず一つありますね。それから今回の問題は調査に限ってやるわけで、対策工はまだ先の話ですよ。だから、調査を今回やってまだ不十分だったときに対策工に移る時にもうちょっと待てと、対策工の前に追加調査が必要だとか、もう少し対策工を考える前にみんなで議論したいということで、対策工の同意をする、ステップすることはできますよね、次のステップにすること。つまり、今求めているのは、調査に関することだけであると、それから掘削調査をしると意見に関しても、予算内の範囲であるならば、ケーシング調査等も考えることはできるということですね。それを今回確認したということで、間違いありません。

部長：はい。

室長：ありがとうございました。遅くまで熱心にご協力いただきましてありがとうございました。合意できている事項を確認した上で、また、貴重な意見交換をさせていただきました。ここで正木部長から終わりにあたりまして挨拶をさせていただきます。

住民：一つだけ、1月23日付で県が出されている文章の中で、その他のところで「これまでのボーリング調査等の調査結果についてはわかりやすく整理し、今後の関係者等の調整等の場における説明の機会に活用する」と、これ出されていても、まだ未だに何も出されていないですが、いつ出されるんでしょうか、これ。これは環境省からもありましたね、そうしてくださいというのがありましたね。で、これはいつになったら出るんでしょうか？もうだいぶなりますけれども。

室長：そういう情報があって、今データを整理させていただきまして、共有したいということを思っておりますので、また早く、できしだい提示させていただきます。

住民：いつ頃出るんですか。もう今でも、4ヶ月、この文章からでも4ヶ月かかって

る、なってからでも。それよりもっと前の話ですよ、これね。はっきり言ってもう半年以上経つわけですよ。

主席参事：環境省からご指示を受けてる話につきましては、できるだけ直近のデータを出せというふうなお話でございますので、それにつきましては新しいデータをです...ね...

住民：そういう文章ではなかったですよ。

主席参事：新しいデータを踏まえて出しなさいと、当然わかりやすくということですから、かなりデータもございますけれども...

住民：今までのトータルでしょ。

主席参事：ええ、環境省の言っておられる意味合いは2通りございまして、わかりやすくということと、現況と状況を、できるだけ新しいのを踏まえてお示ししなさいということですので、そういった努力をさせていただきたいと思います。

住民：それもですね、この文章には、これまでのポーリング調査と書いている...

室長：締めさせていただきたいと思います。

部長：全力でさせていただきます。

住民：早く出してください。

住民：認識が違う。

室長：だいぶ時間も過ぎてまいりましたので、話し合いはこのあたりで終了させていただきたいと思います。締めにあたりまして正木部長からごあいさつ申し上げます。

部長：どうも皆さん、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。私も冒頭に申し上げさせていただいたとおり、皆さんと1日も早く最終的な調査をして、しっかりした対策工に入っていこうと、有害物をしっかり見つけて除去しよう、こういう方針は何も全く一緒だろうと思っております。で、今日のお話の中でも調査をすることについてはご理解いただけてるんじゃないかと、勝手にお前が思って

るだけだと言われるかもしれませんが、ぜひとも、まずは調査をするということにつきまして、ご理解をいただいて一日も早く取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをさせていただいて、お礼のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

室長：それではこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上